

国 有 財 産 の 概 要

第 1 国有財産の制度

1. 国有財産とは

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、売払代金、貸付金等の債権、著作権、特許権等の無体財産権、地上権、鉱業権等の用益物権など多種多様なものがある（広義の国有財産）が、ここにいう国有財産とは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条及び第43条に規定されている財産（狭義の国有財産）、すなわち第1表に示すものをいう。

第 1 表 国有財産の範囲

(1) 国有財産法第2条に規定する国有財産

国 有 財 産	物	不 動 産	(1) 土 地 (2) 土地の定着物（建物、立木竹等）
		動 産	(1) 船舶、浮標、浮桟橋、浮ドック、航空機 (2) 不動産及び(1)に掲げる動産の従物（昇降機、冷暖房装置等）
	財 産	用益物権	(1) 地上権 (2) 地役権 (3) 鉱業権 (4) 以上のものに準ずる権利（採石権等）
		無 体 財 産 権	(1) 特許権 (2) 著作権 (3) 商標権 (4) 実用新案権 (5) 以上のものに準ずる権利（意匠権等）
	権	有価証券等（国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。）	(1) 株式 (2) 社債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。） (3) 新株予約権 (4) 地方債 (5) 信託の受益権 (6) 以上のものに準ずるもの (7) 出資による権利

※ (5)信託の受益権には、国有財産法第28条の2の規定により行った不動産の信託の受益権が含まれる。

(2) 国有財産法第43条に規定する国有財産

旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具

2. 国有財産の分類及び種類

国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産とに分類され、行政財産は、さらに用途によって四つの種類に分けられている（国有財産法第3条）。

(1) 行政財産

イ. 公用財産

国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国立学校、国立病院、国家公務員宿舎）

ロ. 公共用財産

国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）

ハ. 皇室用財産

国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）

二. 企業用財産

国において国の企業（造幣局の行う事業、印刷局の行う事業、国有林野事業及び郵政事業）又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産

（注） 国の企業のうち、造幣局の行う事業及び印刷局の行う事業はそれぞれ独立行政法人化に伴い廃止、郵政事業は郵政公社化に伴い廃止（平成15年4月1日）。

(2) 普通財産

普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいい、原則として特定の行政目的に直接供されることのないものであり、その内容は様々な性格の財産から構成されている。

これらの財産は、行政財産に近い性格を有する財産とそれ以外の財産に大別できる。前者の例としては、イ. 国が政策目的を達成するために特別の法律の規定に基づいて行った現金出資又は現物出資により取得した出資による権利、ロ. アメリカ合衆国の軍隊に条約に基づき提供するキャンプ地、飛行場、港湾施設等があり、通常の普通財産のように自由に処分することはできないものである。後者の財産は、その時々、の社会的要請に即応して効率的かつ適正に管理又は処分を行うべき性質の財産である。

また、取得の経緯からみると、財産税法又は相続税法等の規定により租税物納として金銭に代えて国庫に納付され普通財産となったもの、又は行政財産が不用となって本来の行政目的に供されなくなった場合、すなわち用途廃止されて普通

財産となったもの等がある。

3. 国有財産の管理及び処分

(1) 管理処分の仕組み

国有財産の管理とは、これを取得し、維持保存し、又は貸付け等の運用をすることであり、処分とは、売払い、交換、譲与、信託等をするをいう。これら管理処分の仕組みは、行政財産と普通財産とは異っている。

行政財産は各省各庁の長が管理するが（国有財産法第5条）、これを直接処分したり、また、国有財産法に定める場合（例えば、地方公共団体等がその経営する鉄道等の施設の用に供する場合において、これらの者のために地上権を設定する場合等）のほか、これに私権を設定することはできないことになっている（国有財産法第18条）。これに対し普通財産は、原則として財務大臣が管理処分し（国有財産法第6条）、これに私権を設定することも可能である。

行政財産が不用となった場合は、各省各庁の長は、その用途を廃止して普通財産とし、これを財務大臣に引き継がなければならない（国有財産法第8条）。もっとも、交換や取壊しの目的で用途廃止するものなど引継不適当の財産や造幣局特別会計など29の特別会計に属する財産は、用途廃止後もそのまま所管の各省各庁の長が、管理処分することができることとなっている。

財務大臣は、普通財産を管理処分するとともに、国有財産の管理処分の総括を行っている（国有財産法第7条）。国有財産の総括とは、国有財産の管理処分の適正を期するため、国有財産の制度を整え、その管理処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理処分について、必要な調整をすることをいう（国有財産法第4条）。

この国有財産の総括に関する事務の具体的な内容としては、イ. 国有財産に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換その他国有財産の管理及び処分の適正を期するため必要な措置を求めること（国有財産法第10条）ロ. 所管換の協議を受けること（国有財産法第12条）ハ. 取得、処分等の協議を受けること（国有財産法第14条）等がある。

なお、財務大臣の行う総括事務や各省各庁の長の行う管理処分の事務は、その一部を下部機関である部局等の長に委任できることとなっている（国有財産法第9条第1項及び第2項）。また管理処分の事務は、都道府県又は市町村が行うことができることとなっている（国有財産法第9条第3項及び第4項）。

(2) 国有財産台帳

イ. 国有財産の管理処分を適正、かつ、効率的に行うためには、国有財産の現況を正確に把握することが必要である。そのため各省各庁又はその下部機関の部局等は、国有財産台帳を備えて、その所管する財産の現況を記録することとしている（国有財産法第32条）。

この国有財産台帳は、各会計別に、かつ、分類及び種

類ごとに調製し、さらに、財産の区分（土地、立木竹、建物、工作物等の区分をいう。）、種目（土地における敷地、宅地、原野等の区別、建物における事務所建、住宅建等の区別をいう。）、所在、数量、価格、得喪変更の年月日及び事由、その他必要な事項を記載することになっている。したがって、国有財産の取得、所管換、処分その他の事由によって、これに変動が生じた場合には、その増減を台帳に記載して整理を行っている。

国有財産は、原則としてすべて国有財産台帳に登録されるが、例外として登録しないこととなっているものがある（国有財産法第38条）。これは、(イ) 公共用財産のうち公園、広場として公共の用に供し、又は供するものと決定したもの以外のもの（すなわち、道路、河川、海浜地等）と、(ロ) 一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けたものである。

なお、これらの財産については、それらの所管大臣がそれぞれの管理法規により、管理を行うための公共物の管理台帳を作成することとなっている。

また、このほか、実際上国有財産台帳に登録されていない国有財産（いわゆる脱落地）があるが、これらについては、実態を把握する都度、逐次台帳に登録することとしている。

ロ. 国有財産台帳に新たに登録される価格は、原則として取得価格である。この台帳価格については、国の企業に属するもの等（注）を除き、その後の価格変動等に伴う修正を行うため、5年ごとにその年の3月31日現在の現況において評価替（以下「価格改定」という）を行い、その評価額により改定している（国有財産法施行令第23条）。

(注) ・国の企業に属する財産については、それぞれの特別会計法令の定めるところにより価格改定を実施している。

・株式、社債、出資による権利、不動産の信託の受益権等については、価格改定は不要とされている。

この特集号に計上されている価格は、次の時点において価格改定を行い、その結果を基にして調製したものである。

(イ) 国の企業に属するもの、株式、社債、出資による権利等及び不動産の信託の受益権以外の財産については、平成13年3月31日現在

(ロ) 造幣局特別会計及び印刷局特別会計に属する財産については、平成3年4月1日現在

(ハ) 郵政事業特別会計に属する財産については、平成13年4月1日現在

(ニ) 国有林野事業特別会計に属する財産については、昭和51年4月1日現在

(3) 国有財産増減及び現在額報告書、同総計算書

各省各庁の長は、その所管する国有財産について、国有財産台帳に記載された毎会計年度間における増減及び当該年度末における現在額を集計し、国有財産増減及び現在額報告書を調製したうえ、翌年度7月末までに財務大臣に送付し、財務大臣はこれに基づき国有財産増減及び現在額総計算書を調製することとされている（国有財産法第33条）。

財務大臣は、この総計算書を内閣に送付し、内閣はこれを会計検査院に送付して検査を受けたうえ、翌年度開会の国会の常会に報告することが常例となっている（国有財産法第34条）。

- (注) 1. 本特集号の国有財産に関する現在額等の統計数字は、国有財産増減及び現在額総計算書等に基づき作成したものである。
2. 国有財産関係統計の数字は、原則として単位未満を切り捨てて作成しているため、合計数字と符合しないことがある。
3. 統計の配列は、総括関係統計、行政財産関係統計、普通財産関係統計の順とし、巻末に参考資料を掲載した。

第2 国有財産の現在額

1. 国有財産の総額

平成13年度末現在における国有財産の総額は、109兆944億円となっており、そのうち行政財産は52兆4,072億円（48.0%）、普通財産は56兆6,872億円（52.0%）である。

(注) 国有財産の総額には、公共用財産のうち、道路、河川、海浜地等は含まれていない。

2. 区分別現在額（統計1，2，8，20，26参照）

国有財産の総額を区分別（土地、建物、工作物等の別）にみると第2表のとおりである。

(1) 土地

土地の総額は、89,110km²、33兆8,015億円であり、この数量は、国土面積377,880km²の約23.6%に相当する。

行政財産の土地は87,974km²、25兆7,905億円であり、その主なものは、農林水産省（国有林野事業特別会計）の企業用財産85,392km²、3,190億円で、その大部分は森林及び原野である。

公用財産の土地は2,472km²、22兆5,477億円であり、その主なものは、内閣府（主として防衛庁）の982km²、7兆7,960億円及び文部科学省（主として国立学校特別会計）の1,300km²、6兆3,235億円である。

普通財産の土地は1,136km²、8兆110億円であり、その現況は第3表のとおりである。

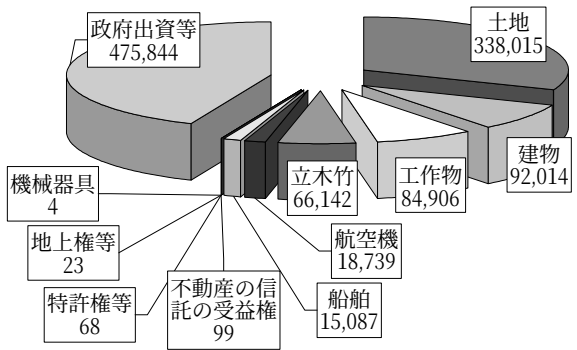
普通財産の土地のうち、一般会計所属のものは、1,028km²、7兆3,505億円であるが、その内訳は、米軍基地として使用中のもの、公園等として地方公共団体へ貸付しているものがほ

第2表 国有財産区分別現在額
(平成14年3月31日現在) (単位 億円)

区 分	数量単位	数 量	価 格
土 地	千平方メートル	89,110,919	338,015
立 木			66,142
建 物	延べ千平方メートル	99,408	92,014
工 作 物			84,906
機 械 器 具			4
船 舶	隻	4,229	15,087
航 空 機	機	1,927	18,739
地 上 権 等	千平方メートル	45,436	23
特 許 権 等	千件	1,075	68
政 府 出 資 等			475,844
不動産の信託の受益権	件	1	99
合 計			1,090,944

(注) 公園・広場以外の、道路・河川・海浜地等の公共用財産は含まれていない。

(参考) 国有財産区分別現在額
(平成14年3月31日現在) (単位 億円)



第3表 普通財産（土地）の現況
(平成14年3月31日現在) (単位 千m², 億円, %)

区 分	数 量	割合	価 格	割合
一 般 会 計 所 属 財 産	1,028,577	90.5	73,505	91.8
米軍へ提供中の土地	68,931	6.1	31,405	39.2
地方公共団体等への貸付地	98,346	8.7	22,281	27.8
時 価 貸 付	19,914	1.8	6,223	7.8
無 償 貸 付	74,434	6.5	13,684	17.1
減 額 貸 付	3,996	0.4	2,373	2.9
他省庁に使用させている土地	9,027	0.8	3,118	3.9
未 利 用 国 有 地 等	45,883	4.0	14,338	17.9
その他（山林原野等）	806,389	70.9	2,361	3.0
特 別 会 計 所 属 財 産	107,984	9.5	6,604	8.2
合 計	1,136,562	100.0	80,110	100.0

とんどで、売却可能と考えられる土地は、「未利用国有地等の総点検（フォローアップ）」（第10 未利用国有地等の売却促進 第28表を参照）の結果、「公用、公共用に利用する財産」のうち地方公共団体等の利用予定があるものと「処分対象財産」を合わせた42km²、1兆2,842億円程度である（ただし、「地方公共団体の利用予定があるもの」のうちには、貸付等を行う可能性があるものも含まれているため、実際に売却処分される土地はこれを若干下回るものと考えられる。）。

（注） この総点検の結果のほか、「行政財産等の使用状況実態調査」（第8 国有財産の監査を参照）において、各省庁が所管する行政財産等のうち有効に利用する必要が認められた財産について処理計画を策定した。この処理計画に基づき売却可能と考えられる土地が23km²、9,710億円である（平成13年度のフォローアップ結果、価格は台帳価格である。）。

(2) 立木竹

立木竹の総額は6兆6,142億円で、その大部分は、農林水産省（国有林野事業特別会計）の企業用財産6兆4,829億円（主として立木6兆4,073億円）である。

(3) 建物

建物の総額は延べ面積（以下「延べ」という。）99km²、9兆2,014億円で、そのうち、行政財産は延べ91km²、8兆6,154億円であり、その主なものは、庁舎、国立学校の校舎等である。

普通財産の建物は延べ8km²、5,859億円で、その主なものは、内閣府（一般会計）の延べ3km²、3,071億円である。

(4) 工作物

工作物の総額は8兆4,906億円で、そのうち、行政財産は8兆157億円であり、その主なものは、農林水産省（国有林野事業特別会計）の企業用財産1兆5,925億円、内閣府（一般会計）の公用財産1兆1,874億円及び総務省（郵政事業特別会計）の企業用財産1兆1,612億円である。

普通財産の工作物は4,748億円であり、その主なものは、内閣府（一般会計）の2,621億円である。

(5) 機械器具

機械器具の総額4億円は、すべて財務省（一般会計）の普通財産であり、旧陸軍省、海軍省及び軍需省から旧大蔵省が引継ぎを受けたものである。

(6) 船舶

船舶の総額は4,229隻、1兆5,087億円で、そのうち、行政財産は4,172隻、1兆4,960億円であり、その主なものは、内閣府（主として防衛庁）の公用財産696隻、1兆3,198億円及び国土交通省（主として海上保安庁）の公用財産1,450隻、1,416億円である。

普通財産の船舶は57隻、126億円である。

(7) 航空機

航空機の総額は1,927機、1兆8,739億円で、その主なものは、内閣府（主として防衛庁）の公用財産1,806機、1兆8,423億円及び国土交通省（主として海上保安庁）の公用財産88

機、314億円である。

(8) 地上権等及び特許権等（統計9、10参照）

地上権等（地上権、地役権、鉱業権）の総額は45km²、23億円であり、その主なものは、内閣府（主として防衛庁）の地役権及び文部科学省（国立学校特別会計）の地上権である。

また、特許権等（特許権、著作権、商標権、実用新案権、意匠権、育成者権）の総額は1,075千件、68億円であり、その主なものは、国土交通省及び経済産業省の著作権並びに文部科学省の特許権である。

(9) 政府出資等

政府出資等（株券、社債券、地方債証券、受益証券、出資による権利等）の総額は47兆5,844億円であり、これは国有財産総額の43.6%を占めている。その大部分の47兆5,420億円は、国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて特定の法人に対して出資を行ったことにより取得した出資による権利、出資証券等である。これを会計別、出資法人の種類別にみると第4表のとおりである。

第4表 政府出資現在額

（平成14年3月31日現在）（単位 億円）

政府出資法人	法人数	政 府 出 資		
		一般会計	特別会計	合 計
公 団	11	14,349	55,704	70,053
金 融 機 関	10	76,644	24,762	101,407
国 際 機 関	12	39,367	20,802	60,170
その他特殊法人	55	140,818	76,172	216,991
独立行政法人	53	16,195	1,413	17,609
特 殊 会 社	5	—	9,182	9,182
清 算 法 人 等	4	6	—	6
合 計	150	287,382	188,038	475,420

- （注） 1. 公団…日本道路公団外10公団。
 2. 金融機関…中小企業金融公庫外5公庫、国際協力銀行外2銀行及び商工組合中央金庫。
 3. 国際機関…国際通貨基金外11機関。
 4. その他特殊法人…上記法人及び独立行政法人、特殊会社、清算法人等以外の特別の法律に基づき設立された法人で、中小企業総合事業団外54法人。
 5. 独立行政法人…国立公文書館外52法人。
 6. 特殊会社…特別の法律に基づき設立された株式会社で日本電信電話株式会社外4会社。
 7. 清算法人等…日本製鐵株式会社等清算法人と南方開発金庫等いわゆる閉鎖機関。

この47兆5,420億円の会計別内訳は、一般会計からの出資28兆7,382億円及び特別会計からの出資18兆8,038億円である。

また、これを出資法人別にみると、中小企業総合事業団等その他特殊法人に対する出資21兆6,991億円、国際協力銀行等金融機関に対する出資10兆1,407億円、日本道路公団等公団に対する出資7兆53億円、国際通貨基金等国際機関に対する出資6兆170億円、国立公文書館等独立行政法人に対する出資1兆7,609億円等である（法人別内訳及び法人の概要は統計13,14参照）。

(10) 不動産の信託の受益権

不動産の信託の受益権の総額は、1件、99億円であり、こ

れは総務省（郵政事業特別会計）の普通財産である。

3. 会計別・分類別・種類別現在額（統計3，8参照）

国有財産の総額を会計別（一般会計，特別会計の別），分類別（行政財産，普通財産の別），種類別（行政財産の中の公用財産，公共用財産，皇室用財産，企業用財産の別）にみると第5表のとおりである。

また，公用財産，公共用財産，皇室用財産，企業用財産及び普通財産について，それぞれの用途別の割合を図示すれば6頁のとおりである。

なお，行政財産及び普通財産について，区分別に表示すると第6表のとおりである。

4. 所管別現在額（統計5，18，20，26参照）

国有財産の総額を所管別にみると第7表のとおりである。

主な所管についてみると，総額の45.9%に当たる50兆256億円が財務省に係るものであり，その大部分は，普通財産47兆1,459億円（主として政府出資等38兆9,458億円）である。

次に，内閣府のものが総額の13.3%，14兆5,665億円あり，そのうち主なものは，防衛庁及び警察庁等の公用財産13兆5,054億円，宮内庁の皇室用財産4,745億円である。

第6表 国有財産分類別・区分別現在額

（平成14年3月31日現在）（単位 億円，%）

区 分		価 格	割 合
行 政 財 産		524,072	48.0
土 地 立 木 建 物 工 作 物 船 舶・航 空 機 そ の 他	地 竹	257,905	23.6
	竹	66,081	6.1
	物	86,154	7.9
	物	80,157	7.3
	機	33,699	3.1
	他	73	0.0
普 通 財 産		566,872	52.0
土 地 立 木 建 物 工 作 物 機 械 器 具 船 舶・航 空 機 政 府 出 資 等 そ の 他	地 竹	80,110	7.4
	竹	60	0.0
	物	5,859	0.6
	物	4,748	0.4
	具	4	0.0
	機	126	0.0
	等	475,844	43.6
	他	117	0.0
合 計		1,090,944	100.0

（注）「その他」は，地上権等，特許権等及び不動産の信託の受益権である。

第5表 国有財産会計別・分類別・種類別現在額（平成14年3月31日現在）

（単位 億円，%）

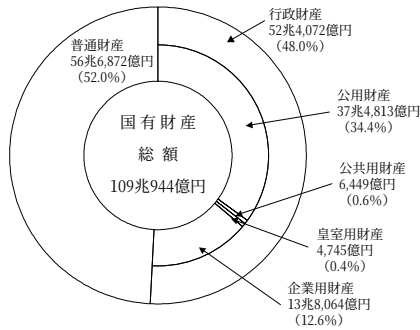
分類・種類	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(一 般 会 計)	千平方メートル		延べ千平方 メートル						
行 政 財 産	1,179,631	140,927	38,861	31,561	56,203	工 作 物	22,553	228,692	38.1
公 用 財 産	1,079,746	131,752	38,373	30,874	54,870	〃	21,326	217,497	36.2
公共用財産	75,226	4,849	290	480	1,118	〃	1,026	6,449	1.1
皇室用財産	24,658	4,324	197	207	213	〃	200	4,745	0.8
企業用財産	—	—	—	—	—		—	—	—
普 通 財 産	1,028,577	73,505	7,613	5,610	292,545	政府出資等	287,806	371,661	61.9
計	2,208,209	214,432	46,474	37,172	348,748			600,354	100.0
(特 別 会 計)									
行 政 財 産	86,794,724	116,977	52,419	54,592	123,809	立 木 竹	65,753	295,380	60.2
公 用 財 産	1,392,488	93,724	40,108	32,993	30,598	工 作 物	29,254	157,315	32.1
公共用財産	—	—	—	—	—		—	—	—
皇室用財産	—	—	—	—	—		—	—	—
企業用財産	85,402,236	23,253	12,310	21,599	93,211	立 木 竹	64,855	138,064	28.1
普 通 財 産	107,984	6,604	514	248	188,356	政府出資等	188,038	195,210	39.8
計	86,902,709	123,582	52,933	54,841	312,165			490,590	100.0
(合 計)									
行 政 財 産	87,974,356	257,905	91,280	86,154	180,012	工 作 物	80,157	524,072	48.0
公 用 財 産	2,472,235	225,477	78,481	63,867	85,468	〃	50,580	374,813	34.4
公共用財産	75,226	4,849	290	480	1,118	〃	1,026	6,449	0.6
皇室用財産	24,658	4,324	197	207	213	〃	200	4,745	0.4
企業用財産	85,402,236	23,253	12,310	21,599	93,211	立 木 竹	64,855	138,064	12.6
普 通 財 産	1,136,562	80,110	8,127	5,859	480,902	政府出資等	475,844	566,872	52.0
合 計	89,110,919	338,015	99,408	92,014	660,914			1,090,944	100.0

（注）1. 一般会計合計額と特別会計合計額の割合は，一般会計55.0%，特別会計45.0%である。

2. 「その他」は，立木竹，工作物，機械器具，船舶，航空機，地上権等，特許権等，政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

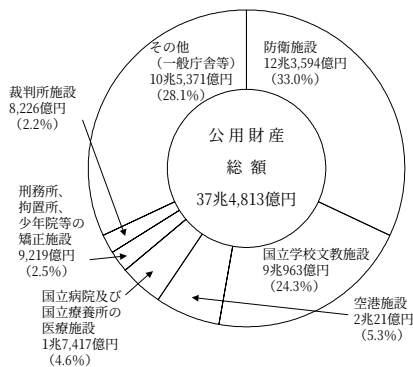
国有財産分類別・種類別現在額（平成14年3月31日現在）

1. 分類・種類別

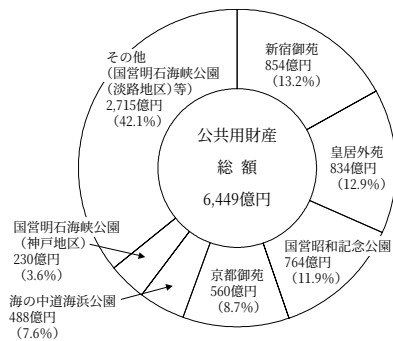


2. 行政財産

(1) 公用財産（統計2, 3, 8, 20参照）

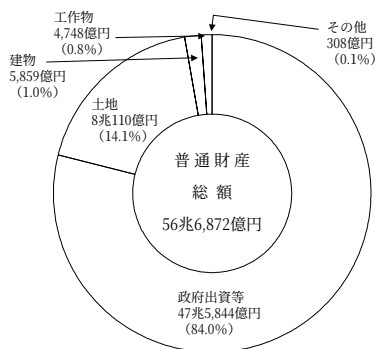


(2) 公共用財産（統計2, 3, 8, 20, 21参照）

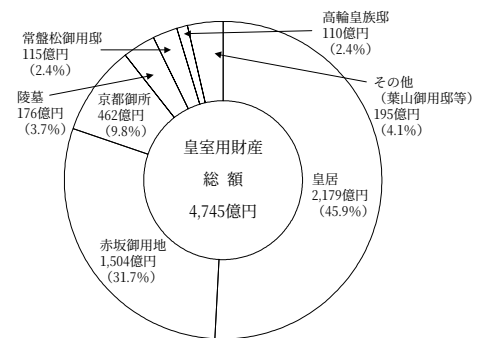


3. 普通財産

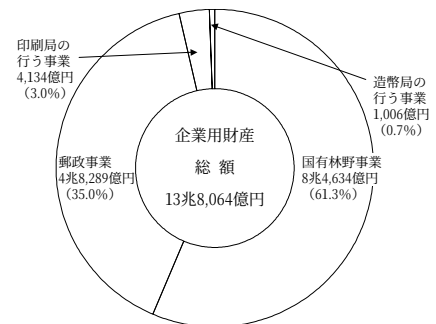
(1) 総額（統計2, 3, 8, 26参照）



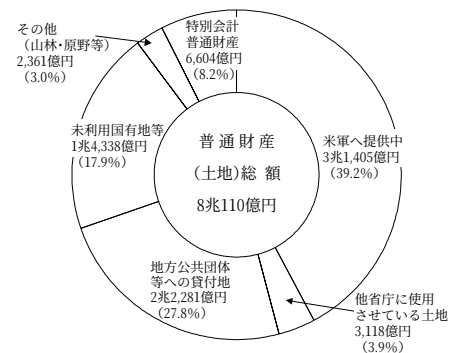
(3) 皇室用財産（統計2, 3, 8, 20, 22参照）



(4) 企業用財産（統計2, 3, 8, 20参照）



(2) 普通財産（土地）（統計2, 3, 4, 8, 26参照）



第7表 国有財産分類別・所管別現在額（平成14年3月31日現在）

（単位 億円，％）

分類・所管	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(行政財産)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
衆議院	365	5,400	398	418	324	工 作 物	321	6,142	1.2
参議院	151	2,308	158	171	194	〃	193	2,673	0.5
最高裁判所	2,643	5,814	1,845	1,631	780	〃	770	8,226	1.6
会計検査院	65	218	43	28	15	〃	15	262	0.0
内閣閣	320	76	63	139	219	〃	218	435	0.1
内閣府	1,006,739	82,284	17,312	13,669	43,845	航 空 機	18,423	139,799	26.7
総務省	9,225	18,372	11,023	20,408	11,990	工 作 物	11,958	50,771	9.7
法務省	40,423	11,365	5,266	3,758	1,562	〃	1,532	16,686	3.2
外務省	1,344	1,739	572	740	525	〃	523	3,004	0.6
財務省	15,455	17,171	9,837	8,019	3,606	〃	3,518	28,797	5.5
文部科学省	1,300,260	63,235	24,831	17,380	12,192	〃	11,192	92,808	17.7
厚生労働省	35,162	18,641	11,859	12,549	8,301	〃	8,252	39,492	7.5
農林水産省	85,396,592	5,402	2,243	1,736	81,505	立 木 竹	64,831	88,643	16.9
経済産業省	162	1,531	287	279	174	工 作 物	163	1,986	0.4
国土交通省	121,429	21,825	5,403	5,068	14,503	〃	12,616	41,398	7.9
環境省	44,013	2,517	132	155	270	〃	253	2,942	0.5
計	87,974,356	257,905	91,280	86,154	180,012			524,072	100.0
(普通財産)									
衆議院	—	—	—	—	—		—	—	—
参議院	—	—	—	—	—		—	—	—
最高裁判所	—	—	—	—	—		—	—	—
会計検査院	—	—	—	—	—		—	—	—
内閣閣	—	—	—	—	—		—	—	—
内閣府	77	25	3,238	3,071	2,768	工 作 物	2,621	5,865	1.0
総務省	93	142	50	81	4,649	政府出資等	4,481	4,873	0.9
法務省	1	55	—	—	—		—	55	0.0
外務省	21	6	3	2	1	工 作 物	1	10	0.0
財務省	880,301	77,433	4,611	2,553	391,472	政府出資等	389,458	471,459	83.2
文部科学省	1,430	1,140	56	71	26	特許権等	15	1,237	0.2
厚生労働省	709	293	54	21	39,464	政府出資等	39,450	39,779	7.0
農林水産省	251,940	106	101	56	511	〃	454	673	0.1
経済産業省	0	0	—	—	1,054	〃	1,054	1,054	0.2
国土交通省	1,986	906	10	2	40,953	〃	40,945	41,862	7.4
環境省	—	—	—	—	—		—	—	—
計	1,136,562	80,110	8,127	5,859	480,902			566,872	100.0
(合計)									
衆議院	365	5,400	398	418	324	工 作 物	321	6,142	0.6
参議院	151	2,308	158	171	194	〃	193	2,673	0.2
最高裁判所	2,643	5,814	1,845	1,631	780	〃	770	8,226	0.8
会計検査院	65	218	43	28	15	〃	15	262	0.0
内閣閣	320	76	63	139	219	〃	218	435	0.0
内閣府	1,006,816	82,310	20,551	16,740	46,614	航 空 機	18,423	145,665	13.3
総務省	9,319	18,515	11,074	20,490	16,639	工 作 物	12,026	55,644	5.1
法務省	40,425	11,421	5,266	3,758	1,562	〃	1,532	16,742	1.5
外務省	1,365	1,745	576	742	526	〃	524	3,014	0.3
財務省	895,757	94,605	14,449	10,572	395,078	政府出資等	389,458	500,256	45.9
文部科学省	1,301,690	64,375	24,888	17,451	12,218	工 作 物	11,202	94,046	8.6
厚生労働省	35,871	18,934	11,913	12,571	47,766	政府出資等	39,450	79,272	7.3
農林水産省	85,648,533	5,508	2,344	1,792	82,016	立 木 竹	64,833	89,317	8.2
経済産業省	163	1,531	287	279	1,229	政府出資等	1,054	3,041	0.3
国土交通省	123,416	22,732	5,413	5,070	55,457	〃	40,945	83,260	7.6
環境省	44,013	2,517	132	155	270	工 作 物	253	2,942	0.3
計	89,110,919	338,015	99,408	92,014	660,914			1,090,944	100.0

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

以下、文部科学省、農林水産省、国土交通省等の順となっているが、そのうち主なものは、文部科学省にあっては、国立学校特別会計の公用財産 9 兆 963 億円、農林水産省にあっては、国有林野事業特別会計の企業用財産 8 兆 4,634 億円、国土交通省にあっては、道路整備特別会計の普通財産 3 兆 4,213 億円（主として政府出資等 3 兆 4,082 億円）である。

第 3 国有財産の増減額

1. 増減の総額（統計15, 16参照）

平成13年度中の総増加額は13兆653億円、総減少額は11兆652億円であり、差引 2 兆円の純増加となっている。

2. 区分別増減額（統計15参照）

平成13年度中の増減額を区分別にみると第 8 表のとおりである。この純増加額の主なものは、政府出資等 3 兆 3,393 億円（主として出資）、船舶 2,457 億円（主として新造）、航空機 2,418 億円（主として新造）及び工作物 2,167 億円（主として新設）である。

3. 会計別増減額

平成13年度中の増減額を会計別にみると第 9 表のとおりである。

一般会計は 1 兆 9,620 億円の純増加となっているが、これは政府出資等 2 兆 3,839 億円、船舶 2,473 億円、航空機 2,417 億円等の純増加によるものである。また、特別会計は 380 億円の純増加となっているが、このうち価格改定による減は 1 兆 4,189 億円で、これを除くと 1 兆 4,569 億円の増加となる。これは政府出資等 9,553 億円、工作物 3,049 億円、建物 2,271 億円等の純増加によるものである。

4. 分類別・種類別増減額

平成13年度中の増減額を分類別、種類別にみると第10表のとおりである。

行政財産の純減少額は 1 兆 3,064 億円であり、その大部分は企業用財産 1 兆 2,718 億円である。

また、普通財産の純増加額は 3 兆 3,065 億円である。

5. 所管別増減額（統計16参照）

平成13年度中の増減額を所管別にみると第11表のとおりであり、純増加額の主なものは、財務省の 2 兆 7,813 億円（主として政府出資等）、内閣府の 8,695 億円（主として防衛庁における船舶等）である。

6. 事由別増減額（統計15, 16参照）

国有財産の増減額を事由別にみると第12表のとおりであり、これは国と国以外のものとの間の異動である「対外的異

第 8 表 国 有 財 産 区 分 別 増 減 額（平成13年度）

（単位 億円，％）

区 分	数量単位	増			減			差 引	
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格
土 地	千平方メートル	24,836,063	21,395	16.4	25,004,720	43,627	39.5	△ 168,657	△ 22,231
立 木	樹 木	千 本	682	276	(0.2)	917	324	△ 235	△ 47
	立 木	千立方メートル	309,523	22,663	(17.4)	305,522	22,324	4,001	338
	竹	千 束	16	1	(0.0)	14	0	2	1
	計			22,941	17.6		22,649	20.5	291
建 物	建 面 積	千平方メートル	4,349		6,565			△ 2,215	
	延べ面積	千平方メートル	8,500	12,057	9.2	11,099	10,539	△ 2,599	1,518
工 作 物			18,210	13.9		16,042	14.5		2,167
機 械 器 具			0	0.0		0	0.0		△ 0
船 舶	汽 船	隻	281		359			△ 78	
		千トン	86	752	(0.6)	120	762	△ 33	△ 9
	艦 船	隻	28		34			△ 6	
		千トン	40	2,686	(2.1)	25	226	14	2,460
雑 船		隻	1,107	16	(0.0)	1,544	10	△ 437	6
計		隻	1,416	3,456	2.7	1,937	998	△ 521	2,457
航 空 機	機		89	2,676	2.0	98	257	△ 9	2,418
地 上 権 等	千平方メートル	29	0	0.0	58	9	0.0	△ 28	△ 9
特 許 権 等	件	22,627	4	0.0	22,621	9	0.0	6	△ 4
政府出資等			49,910	38.2		16,517	14.9		33,393
不動産の信託									
の受益権	件	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計			130,653	100.0		110,652	100.0		20,000

第9表 国 有 財 産 会 計 別 増 減 額 (平成13年度)

(単位 億円, %)

会 計 別	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方 メートル						
一 般 会 計	196,341	15,613	6,041	7,532	43,269	政府出資等	29,162	66,415	50.8
特 別 会 計	24,639,722	5,782	2,458	4,525	53,930	立 木 竹	22,822	64,238	49.2
合 計	24,836,063	21,395	8,500	12,057	97,200			130,653	100.0
(減 少 額)									
一 般 会 計	345,360	23,218	8,927	8,515	15,060	工 作 物	8,327	46,794	42.3
特 別 会 計	24,659,360	20,408	2,171	2,023	41,425	立 木 竹	22,461	63,858	57.7
合 計	25,004,720	43,627	11,099	10,539	56,485			110,652	100.0
(差 引 額)									
一 般 会 計	△ 149,019	△ 7,605	△ 2,886	△ 983	28,209	政府出資等	23,839	19,620	
特 別 会 計	△ 19,638	△ 14,626	287	2,501	12,505	〃	9,553	380	
合 計	△ 168,657	△ 22,231	△ 2,599	1,518	40,714			20,000	

(注) 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第10表 国 有 財 産 分 類 別・種 類 別 増 減 額 (平成13年度)

(単位 億円, %)

分 類・種 類	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方 メートル						
行 政 財 産	24,631,279	5,889	3,526	6,789	41,540	立 木 竹	22,834	54,219	41.5
公 用 財 産	20,919	3,284	2,961	5,646	12,113	工 作 物	6,418	21,045	16.1
公 共 用 財 産	855	50	21	57	136	〃	133	245	0.2
皇 室 用 財 産	0	0	0	5	26	〃	25	31	0.0
企 業 用 財 産	24,609,504	2,553	543	1,080	29,263	立 木 竹	22,803	32,897	25.2
普 通 財 産	204,784	15,506	4,973	5,268	55,660	政府出資等	49,910	76,434	58.5
合 計	24,836,063	21,395	8,500	12,057	97,200			130,653	100.0
(減 少 額)									
行 政 財 産	24,792,827	27,542	5,840	5,276	34,465	立 木 竹	22,543	67,284	60.8
公 用 財 産	164,117	11,102	5,373	4,814	5,727	工 作 物	4,839	21,645	19.6
公 共 用 財 産	20	17	3	1	2	〃	2	21	0.0
皇 室 用 財 産	1	0	0	0	1	〃	1	2	0.0
企 業 用 財 産	24,628,687	16,422	463	460	28,733	立 木 竹	22,445	45,615	41.2
普 通 財 産	211,893	16,085	5,259	5,263	22,020	政府出資等	16,517	43,368	39.2
合 計	25,004,720	43,627	11,099	10,539	56,485			110,652	100.0
(差 引 額)									
行 政 財 産	△ 161,547	△ 21,652	△ 2,313	1,513	7,074	船 舶	2,456	△ 13,064	
公 用 財 産	△ 143,198	△ 7,817	△ 2,411	832	6,385	〃	2,456	△ 600	
公 共 用 財 産	834	33	17	56	134	工 作 物	130	223	
皇 室 用 財 産	△ 1	△ 0	△ 0	5	24	〃	24	29	
企 業 用 財 産	△ 19,183	△ 13,868	80	619	530	立 木 竹	357	△ 12,718	
普 通 財 産	△ 7,109	△ 579	△ 285	4	33,639	政府出資等	33,393	33,065	
合 計	△ 168,657	△ 22,231	△ 2,599	1,518	40,714			20,000	

(注) 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第11表 国有財産所管別増減額(平成13年度)

(単位 億円, %)

所 管 別			土 地		建 物		そ の 他		計	
			数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)			千平方メートル		延べ千平方メートル					
衆 参 最 高 会 内 内 総 法 外 財 文 厚 農 経 国 環 合 議 議 裁 判 所 院 閣 務 務 務 部 生 林 済 土 境 計 院 院 所 院 閣 府 省 省 省 省 学 省										

(注) 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

動」と国の内部における異動である「対内的異動」とに大別される。

対外的異動には、購入、新築、新設、新造、交換、出資、売却、譲与等があり、対内的異動には、所管換（各省各庁の長の間において国有財産の所管を移すことをいう。）、所属替（同一所管内において二以上の部局等がある場合に、一部局等に所属する財産を他の部局等の所属に移すことをいう。）、整理替（二以上の口座に整理されていた財産を、用途変更を伴わないで一口座に統合する場合、又は一口座に整理されていたものを二口座に分割する場合をいう。）等がある。

対外的異動には、増加については、歳出を伴うもの（購入、新築、新設、現金出資等）と歳出を伴わないもの（交換、現物出資、租税物納等）とがあり、減少については、歳入を伴うもの（売却、出資金回収等）と歳入を伴わないもの（交換、譲与、取こわし等）とがある。

対内的異動は、調整上の増減、整理上の増減及び価格改定上の増減に分けることができる。

イ. 調整上の増減

調整上の増減は、所管換、所属替、整理替、引継、引受（引継とは、各省各庁で行政財産の用途を廃止し、当該財産を財務省へ引き継ぐことを、引受とは、財務省がこれを引き受けることをいう。）等の国有財産の管理を効率化するため国の内部で行う調整に伴う増減であって、国有財産の総量に影響のないものである。

ロ. 整理上の増減

整理上の増減は、新規登載（国有財産として台帳に登載されるべきもので未登載のものを、新たに台帳に登載することをいう。）、実測（土地、建物及び工作物（一部）に適用）、実査（立木竹に適用）、誤謬訂正、報告洩等に伴う増減である。

ハ. 価格改定上の増減

平成13年4月1日で行った総務省（郵政事業特別会計）に属する国有財産の台帳価格の改定の結果による増減である。

以上のような見地から、平成13年度中の増減を整理すると第12表のとおりであり、増加額では、対外的異動の53.9%に対し、対内的異動は46.1%、減少額では、対外的異動の35.5%に対し、対内的異動は64.5%となっている。

(1) 増加額について

事由別に増加額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの

(i) 歳出を伴うもの

購 入 787億円

これは土地573億円、12,067千㎡、航空機186億円、13機等の購入であり、その主なものは、土地では、国土交通省（空港整備特別会計）の公用財産164億円、194千㎡、文部科学省（国立学校特別会計）の公用財産85億円、213千㎡及び内閣府の公用財産72億円、10,527千㎡であり、航空機では、内閣府の公用財産（防衛庁）143億円、9機である。

新 築（建物） 4,575億円

第12表 国 有 財 産 増 減 状 況（平成13年度）

（単位 億円，%）

異 動 の 内 容	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
対 外 的 異 動	22,430	3,966	2,556	5,984	60,492	政府出資等	47,255	70,443	53.9
歳出を伴うもの	12,387	652	2,475	5,909	41,335	"	28,164	47,897	36.7
歳出を伴わないもの	10,042	3,313	80	75	19,157	"	19,090	22,546	17.2
対 内 的 異 動	24,813,633	17,429	5,944	6,073	36,707	立 木 竹	22,285	60,210	46.1
調 整 上 の 増 加	24,807,446	14,586	5,899	5,641	34,414	"	22,277	54,642	41.8
整 理 上 の 増 加	6,187	1,313	44	78	2,278	政府出資等	2,126	3,670	2.8
価格改定上の増加	—	1,528	—	353	14	工 作 物	14	1,896	1.5
合 計	24,836,063	21,395	8,500	12,057	97,200			130,653	100.0
(減 少 額)									
対 外 的 異 動	179,421	13,211	5,152	4,660	21,405	政府出資等	15,988	39,278	35.5
歳入を伴うもの	18,644	4,004	291	192	543	"	375	4,739	4.3
歳入を伴わないもの	160,776	9,207	4,860	4,468	20,862	"	15,613	34,538	31.2
対 内 的 異 動	24,825,299	30,416	5,947	5,878	35,079	立 木 竹	22,280	71,374	64.5
調 整 上 の 減 少	24,824,340	14,483	5,901	5,643	34,417	"	22,278	54,544	49.3
整 理 上 の 減 少	958	430	45	111	202	工 作 物	172	744	0.7
価格改定上の減少	—	15,503	—	123	459	"	449	16,086	14.5
合 計	25,004,720	43,627	11,099	10,539	56,485			110,652	100.0
(差 引 額)	△ 168,657	△ 22,231	△ 2,599	1,518	40,714			20,000	

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

これは建物延べ2,230千㎡の新築であり、その主なものは、文部科学省（国立学校特別会計）の公用財産931億円、延べ487千㎡、内閣府の公用財産822億円、延べ369千㎡、財務省（特定国有財産整備特別会計）の普通財産709億円、延べ285千㎡及び厚生労働省（国立病院特別会計）の公用財産456億円、延べ222千㎡である。

新 設（工作物） 5,227億円

これは工作物の新設であり、その主なものは、内閣府の公用財産（主として防衛庁）925億円、文部科学省（国立学校特別会計）の公用財産858億円、財務省（特定国有財産整備特別会計）の普通財産543億円である。

新 造（船舶及び航空機） 4,593億円

これは船舶2,477億円、90隻及び航空機2,116億円、48機の新造であり、船舶の主なものは、内閣府の公用財産（防衛庁）の艦船2,278億円、11隻及び国土交通省（一般会計）の公用財産（海上保安庁）の汽船117億円、26隻であり、航空機は、すべて内閣府の公用財産（主として防衛庁）である。

出 資（現金出資） 2兆8,164億円

これは現金出資により取得した出資による権利、出資証券等であり、その主なものは、一般会計では、国際協力銀行への2,845億円、中小企業総合事業団への1,698億円、宇宙開発事業団への1,350億円であり、特別会計では、道路整備特別会計から日本道路公団への3,047億円、産業投資特別会計から日本政策投資銀行への829億円である。

(ロ) 歳出を伴わないもの

出 資（現物出資等） 1兆8,914億円

これは現金以外の出資により取得した出資による権利、出資証券等であり、その主なものは、年金資金運用基金への9,633億円である。

租税物納 3,087億円

これは土地2,903億円、9,111千㎡、有価証券176億円等であり、すべて財務省（一般会計）の普通財産である。

ロ. 対内的異動によるもの

所 管 換 2,175億円

これは建物825億円、延べ605千㎡、土地750億円、5,295千㎡等であり、その主なものは、建物では、内閣府の公用財産529億円、延べ371千㎡、法務省（一般会計）の公用財産91億円、33千㎡であり、土地では、内閣府の公用財産236億円、4,397千㎡、財務省（特定国有財産整備特別会計）の普通財産194億円、116千㎡及び財務省（一般会計）の公用財産131億円、134千㎡である。

所 属 替 4,006億円

これは土地2,174億円、4,890千㎡及び工作物632億円等である。

引 受 1兆6,545億円

これは土地8,638億円、157,935千㎡及び建物3,992億円、延べ3,914千㎡等である。

整 理 替 2兆9,743億円

これは立木竹2兆2,169億円及び工作物5,644億円等であり、その主なものは、農林水産省（国有林野事業特別会計）の企業用財産2兆8,864億円である。これらは、国有財産台帳の口座を統合し、又は分割したこと等によるものである。

通貨調整 2,126億円

これは外国為替相場の変動等に伴い、国際機関に対する出資金の国有財産台帳価格の修正を行ったものであり、その主なものは、財務省（外国為替資金特別会計）の普通財産（国際通貨基金に対する出資）2,090億円である。

価格改定 1,896億円

これは総務省（郵政事業特別会計）に属する国有財産の台帳価格の改定の結果によるもので、その主なものは、土地1,528億円及び建物353億円等である。

(2) 減少額について

事由別に減少額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの

(イ) 歳入を伴うもの

売 払 4,504億円

これは土地4,004億円、18,644千㎡、建物192億円、延べ291千㎡等であり、その主なものは、土地では、財務省（一般会計）の普通財産2,216億円、4,107千㎡並びに財務省（特定国有財産整備特別会計）の普通財産1,189億円、837千㎡であり、建物では、総務省（郵政事業特別会計）の普通財産59億円、延べ38千㎡及び財務省（特定国有財産整備特別会計）の普通財産40億円、延べ83千㎡である。

(ロ) 歳入を伴わないもの

出 資 2兆7,692億円

これは独立行政法人への現物出資1兆6,730億円及び日本体育・学校健康センターへの現物出資208億円並びに年金福祉事業団の解散により年金資金運用基金へ承継した出資金1兆754億円である。

資本減少 4,727億円

これは一般会計から中小企業総合事業団に対する出資に係るものである。

ロ. 対内的異動によるもの

これは所管換2,138億円、所属替4,006億円、引継1兆6,545億円、整理替2兆9,743億円等であり、それぞれ増加額に対応するものである。所管換と所属替においては増加額と減少額とが符合しないが、これは、一般会計と特別会計又は特別会計間の異動は原則として有償として整理することとなっており、引き渡す省庁又は部局は台帳価格をもって減の整理をするのに対し、受ける側の省庁又は部局は時価によって取得し、その価格をもって増の整理をするためである。

価格改定 1兆6,086億円

これは総務省（郵政事業特別会計）に属する国有財産の台帳価格の改定の結果によるもので、その主なものは、土地1兆5,503億円及び工作物449億円等である。

7. 国有財産の推移（統計1，6，7参照）

最近5か年間の国有財産の推移をみると第13表のとおりであり、各年度における増加額の主な事由についてみると、

平成9年度は、購入（土地等）2,248億円、租税物納（土地等）4,392億円、新築（建物）4,482億円、新設（工作物）5,192億円、新造（船舶及び航空機）4,508億円、出資1兆6,822億円を、

平成10年度は、購入（土地等）1,387億円、租税物納（土地

第13表 最近5か年間の国有財産の推移

（単位 億円）

年 度	年度末現在額	前年度末に対する増加額
平成 9	956,203	40,148
10	1,006,247	50,043
11	1,058,364	52,117
12	1,070,944	12,579
13	1,090,944	20,000

（参考）国有財産（土地）の推移

（単位 億㎡）

年 度	行政財産	普通財産	計
昭和20年度末	1,485	221	1,706
25	1,463	276	1,740
30	863	69	933
35	869	62	931
40	879	38	917
45	883	19	903
50	884	15	900
55	884	12	897
60	884	11	896
平成 2	883	11	895
7	882	11	893
8	882	11	893
9	881	11	893
10	881	11	892
11	881	11	892
12	881	11	892
13	879	11	891

第14表 最近5か年間の政府出資、有価証券の推移

（単位 億円，％）

年 度	政府出資	有価証券	計(A)	国有財産 総額(B)	割 合 (A/B)
平成 9	361,052	698	361,751	956,203	37.8
10	390,281	859	391,141	1,006,247	38.9
11	421,816	526	422,343	1,058,364	39.9
12	442,057	394	442,451	1,070,944	41.3
13	475,420	424	475,844	1,090,944	43.6

（注）「政府出資」とは、特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて、特定の法人に対し政府が出資等を行った額を示し、「有価証券」とは、租税物納等により取得した株券等であり、いずれも年度末現在の価格である。

等）3,672億円、新築（建物）4,722億円、新設（工作物）4,981億円、新造（船舶及び航空機）4,213億円、出資3兆7,440億円を、

平成11年度は、購入（土地等）1,130億円、租税物納（土地等）3,380億円、新築（建物）6,231億円、新設（工作物）5,811億円、新造（船舶及び航空機）4,312億円、出資16兆654億円を、

平成12年度は、購入（土地等）971億円、租税物納（土地等）3,155億円、新築（建物）4,783億円、新設（工作物）5,391億円、新造（船舶及び航空機）4,543億円、出資2兆5,450億円を、

平成13年度は、購入（土地等）787億円、租税物納（土地等）3,087億円、新築（建物）4,575億円、新設（工作物）5,227億円、新造（船舶及び航空機）4,593億円、出資4兆7,079億円を上げることができる。

なお、最近5か年間の政府出資等の年度末の現況は第14表のとおりである。

第4 国の庁舎等の整備

1. 国の庁舎等の整備の概要（統計23参照）

国の庁舎等とは、官署が使用する庁舎、学校、病院、刑務所、飛行場、自衛隊の施設及び各種の工場等国の事務、事業及び企業の用に供されている財産（公用財産及び企業用財産）をいい、国家公務員宿舍（公用財産及び企業用財産）、森林、原野等（企業用財産）、皇居等（皇室用財産）、道路及び河川等（公共用財産）は含まれない。

これらの施設の整備については、それぞれ財産を所管している各省各庁の長が計画を立て財務大臣に協議をし（国有財産法第12条及び第14条）、その営繕工事は一部を除き国土交通大臣が行うこととされている（官公庁施設の建設等に関する法律第9条の2）。

2. 特定国有財産整備特別会計による整備

庁舎等その他の施設の用に供する国有財産の中には、平面的に散在し、土地の利用が効率的でないもの、あるいはその位置、環境等からみて他の用途に転用することが適当と認められるものがある。これらの特定の国有財産については、土地の効率的な使用や適正な配置を図るため、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」の規定に基づき、総括機関である財務大臣が関係各省各庁の長の意見をきいて、特定国有財産整備計画を定めることとされている（ただし、特別会計に属する財産、公共用財産及び提供財産以外の普通財産は対象としていない。）。

(1) 特定国有財産整備計画

特定国有財産整備計画とは、庁舎等その他の施設の用に供する国有財産について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るとともに跡地の積極的な活用を推進するため、これを

取得及び処分をすることが適当と認められるときに定める基本的事項に関する計画である。この計画の内容は、集約立体化事業と再配置事業の2つの事業に分けられる。

イ. 集約立体化事業

広く平面的に散在している庁舎等を集約立体化（耐火構造の4階以上の建物とすること）し、これに伴って不用となる庁舎等を処分する事業である。複数の官署が入居する合同庁舎を整備する事業がこれに該当する。

ロ. 再配置事業

市街地に必ずしも所在する必要のない施設や、位置、環境、規模、形態等からみて他の用途に転用することが適当と認められる施設を処分して、別地にこれに代わる施設を取得する事業である。例えば、国の研究機関の周囲が過密化した場合に、研究機関を郊外に移転して跡地を都市開発施設などに転用するケースがこれに該当する。

この特定国有財産整備計画のうち、平成14年度において新たに決定された計画は2件で、いずれも再配置事業に該当するものである。また、これらの計画に基づく取得予定財産の数量は、土地2千㎡、建物延べ1,615千㎡、処分予定財産の数量は、土地111千㎡、建物延べ75千㎡となっている。

なお、最近5か年間の処分予定財産の年度末現在額は第15表のとおりである。

第15表 最近5か年間の処分予定財産の現在額の推移
(単位 億円)

9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
3,633	3,174	2,975	3,365	2,976

(注) 処分すべき国有財産として用途廃止のうえ特定国有財産整備特別会計に引き継がれた財産の年度末現在額である。

(2) 特定国有財産整備特別会計

特定国有財産整備特別会計は、特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を明確にするため設けられたものであり、会計自らが事業を実施する特別会計である。

この会計の所管大臣は、財務大臣及び国土交通大臣である。国土交通大臣は庁舎の建築（いわゆる官庁営繕）に関する事務を、また財務大臣はこの会計に所属する国有財産の処分に関する事務及び官庁営繕の対象にならない防衛庁の特殊な建築物の建築等に関する事務を行うものとされている。また、会計全体の計算整理に関する事務は、財務大臣が行うものとされている。

この会計の歳入は、特定国有財産整備計画の実施により処分をすべき国有財産その他この会計に所属する資産の処分による収入金（国有財産売却収入）、一般会計からの繰入金、借入金等である。このうち借入金は、特定国有財産整備計画の実施により取得すべき特定の国有財産の取得に要する費用の一部に充てるために財政融資資金から借り入れるものである。

一方、歳出は、計画の実施により取得する国有財産の取得に要する費用（特定国有財産整備費）、借入金の償還金及びその利子（国債整理基金特別会計へ繰入）、事務取扱費等である。

この会計の平成13年度決算は、収納済歳入額3,395億円、支出済歳出額1,350億円である。また、平成14年度予算においては、歳入2,797億円、歳出2,797億円が計上されている。

なお、最近5か年間の歳入歳出額及び借入金残高の推移は、それぞれ第16表及び第17表のとおりである。

また、この会計の資産負債等計算書及び収入支出等計算書は第18表のとおりである。

第16表 最近5か年間の歳入歳出額の推移

(単位 億円)

科 目		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度予算
歳入	国 有 財 産 売 払 収 入	1,173	980	1,001	2,975	920
	一 般 会 計 よ り 受 入	18	26	16	0	52
	借 入 金	1,076	820	755	—	—
	前 年 度 剰 余 金 受 入	1,013	713	298	410	1,808
	雑 収 入	16	28	16	9	15
	合 計	3,297	2,569	2,087	3,395	2,797
歳出	特 定 国 有 財 産 整 備 費	1,878	1,492	845	479	676
	事 務 取 扱 費	12	15	13	17	20
	国債整理基金特別会計へ繰入	693	762	819	852	2,099
	予 備 費	—	—	—	—	0
	合 計	2,583	2,271	1,677	1,350	2,797

(注) 平成13年度からの特定国有財産整備費の繰越が23億円ある。

第17表 最近 5 か年間の借入金残高の推移

(単位 億円)

9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度
5,726	6,313	6,572	6,707	6,034

第18表 特定国有財産整備特別会計の資産負債等
計算書及び収入支出等計算書

特定国有財産整備特別会計資産負債等計算書

(平成14年 3 月31日現在)

(単位 円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金 預 金	204,527,940,466	借 入 金	603,459,983,000
土 地 等	532,415,132,641	当期収支差額	172,199,010,373
前期繰越収 支差額	38,715,920,266		
合 計	775,658,993,373	合 計	775,658,993,373

(注) 1. 土地の中には、引継未済のもの225,893,120,000円及び整備終了後引渡予定のもの(売払対象外財産) 19,538,470,320円が含まれる。
2. 売払対象財産にかかる土地の価格を仮に相続税課税標準価格を基に算出した場合、その金額は943,336,101,000円となる。(平成14年 1 月時点の相続税課税標準価格による。)
3. 13年度までに採択された整備事業における14年度以降に必要な施設整備費は、47,012,898,360円である。

特定国有財産整備特別会計収入支出等計算書

(平成13年 4 月 1 日から平成14年 3 月31日まで)

(単位 円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
施設整備費	47,938,667,024	土地等売払 収入	297,544,445,629
事務取扱費	1,770,070,434	一般会計より受入	6,867,000
借入金利子	17,989,450,495	土地等引受	92,444,293,594
土地等除却	151,067,147,086	雑 収 入	968,739,189
当期収支差額	172,199,010,373		
合 計	390,964,345,412	合 計	390,964,345,412

(注) 本会計による施設整備事業においては、施設の整備時に支出が計上され、旧施設(土地等)の引受及び売払時に収入が計上される。通常、施設整備が数年先行するので、収支差額は年により大きく変動する。

第 5 国家公務員宿舎の概況 (統計24, 25参照)

国家公務員宿舎は、「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資すること」を目的とした「国家公務員宿舎法」(昭和24年法律第117号)に基づき、設置されているものである。

公務員宿舎とは、職員及びその家族を居住させるために国が設置する居住用の家屋及びこれに附帯する工作物その他の施設並びにこれらに供する土地をいい、研修所や講習所等に一時宿泊のために設けられている宿泊施設、公共事業関係の現場に設けられている仮設物的な合宿所、国会議員の議員宿舎などは含まれない。

公務員宿舎は、毎年度財務大臣が定める宿舎設置計画に基づいて設置される。その方法としては、建設、購入、交換、寄付又は転用(例えば、庁舎を用途変更によって宿舎とすること等をいう。)により行政財産として設置するものと、国以外の者の所有する財産を借り受けることにより設置するものがある。

公務員宿舎の設置は、原則として財務大臣が行うこととなっているが、同一の各省各庁に所属する職員のみに貸与する目的で設置される宿舎(省庁別宿舎)で、4事業特別会計(注)がその負担において設置する場合、転用、交換又は寄付の方法により設置する場合及び特別の事情がある場合として財務大臣が指定する場合には、当該各省各庁の長が行うこととなっている。

また、公務員宿舎の維持及び管理は、合同宿舎(省庁別宿舎以外の宿舎をいう。)については財務大臣が、省庁別宿舎については、当該宿舎の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長が行うこととなっている。

平成13年度において国の予算により設置した宿舎戸数は約5千5百戸(独身者用宿舎1室も1戸と数えている。)であり、また平成14年9月1日現在における公務員宿舎の総戸数は約34万戸となっている。

なお、公務員宿舎の建替えに当たっては、平成13年8月に決定された都市再生プロジェクト(第2次決定)において、「PFI手法の活用に一層積極的に取組む」とされていることなどを踏まえ、民間の創意工夫の活用及び施設整備の効率化の観点から、平成14年度においては東京都内の3住宅の建替えをPFI(Private Finance Initiative)手法により行っているところである。また、平成15年度においても東京都、大阪府及び愛知県内の4住宅の建替えをPFI手法により行うことを予定している。

(注) 4事業特別会計とは造幣局特別会計、印刷局特別会計、国有林野事業特別会計及び郵政事業特別会計である。

ただし、造幣局特別会計、印刷局特別会計及び郵政事業特別会計は、平成15年4月1日に廃止されることとなっている。

区 分		数 量 単 位	増 加 額				減 少 額				現 在 額			
			数 量	価 格			数 量	価 格			数 量	価 格		
				金 額	割 合			金 額	割 合			金 額	割 合	
土 地 立 木 竹	{ 樹 立 竹 計	千平方メートル	176,244	13,139	26.4	62.9	183,187	13,175	50.5	62.9	875,547	73,406	20.1	94.3
		千 本	252	46	0.1	0.2	249	46	0.2	0.2	583	16	0.0	0.0
		千立方メートル	701	35	0.1	0.2	704	35	0.1	0.2	561	17	0.0	0.0
		千 束	2	0	0.0	0.0	2	0	0.0	0.0	10	0	0.0	0.0
建 物				82	0.2	0.4		81	0.3	0.4		34	0.0	0.0
		建千平方メートル	2,379				2,533				2,717			
工 作 物		延延千平方メートル	4,008	4,033	8.1	19.3	4,184	4,073	15.6	19.4	4,349	2,476	0.7	3.2
				3,630	7.3	17.4		3,624	13.9	17.3		1,918	0.5	2.5
機 械 器 具				0	0.0	0.0		0	0.0	0.0		4	0.0	0.0
		隻	—				—				—			
船	{ 汽 船 艦	千 ト ン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		千 ト ン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
舶 雑 計	{ 計	隻	—	0	0.0	0.0	—	—	—	—	7	0	0.0	0.0
		隻	—	0	0.0	0.0	—	—	—	—	7	0	0.0	0.0
地 上 権 等		千平方メートル	28	0	0.0	0.0	28	0	0.0	0.0	4,845	1	0.0	0.0
政 府 出 資 等 合 計				28,949	58.0			5,110	19.7			287,806	78.7	
				49,836	100.0			26,065	100.0			365,648	100.0	
				20,886		100.0		20,955		100.0		77,842		100.0
政府出資等を除いたものの合計														

第20表 財務省所管一般会計所属普通財産異動状況（平成13年度）

（単位 億円）

異 動 の 内 容	土 地		建 物		そ の 他	価 格 計	割 合
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格		
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方 メートル				%
対 外 的 異 動	9,429	3,061	14	9	28,598 (28,597)	31,670	63.5
歳出を伴うもの	0	0	0	1	1 (—)	3	0.0
歳出を伴わないもの	9,429	3,061	13	7	28,597 (28,597)	31,666	63.5
対 内 的 異 動	166,815	10,078	3,993	4,023	4,064 (352)	18,166	36.5
調 整 上 の 増 加	161,789	9,797	3,990	4,023	4,027 (316)	17,849	35.9
整 理 上 の 増 加	5,025	280	3	0	36 (36)	317	0.6
合 計	176,244	13,139	4,008	4,033	32,663 (28,949)	49,836	100.0

異 動 の 内 容	土 地		建 物		そ の 他	価 格 計	割合	差引価格
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格			
(減 少 額)	千平方メートル		延べ千平方 メートル				%	
対 外 的 異 動	163,872	11,008	3,925	3,973	8,674 (5,005)	23,656	90.8	8,013
歳入を伴うもの	4,107	2,216	32	20	283 (278)	2,520	9.7	△ 2,517
歳入を伴わないもの	159,765	8,791	3,892	3,952	8,391 (4,727)	21,135	81.1	10,530
対 内 的 異 動	19,314	2,167	259	100	141 (104)	2,409	9.2	15,756
調 整 上 の 減 少	18,660	2,109	257	100	141 (104)	2,351	9.0	15,497
整 理 上 の 減 少	653	57	1	0	0 (0)	57	0.2	259
合 計	183,187	13,175	4,184	4,073	8,816 (5,110)	26,065	100.0	23,770

（注）「その他」欄の（ ）内は政府出資等を示し内書である。

第21表 財務省所管一般会計所属普通財産処分実績（平成13年度）

（単位 億円）

区 分	土 地			建 物			合 計		
	件 数	数 量	台帳価格	件 数	数 量	台帳価格	件 数	台帳価格	割 合
		千平方メートル			延べ千平方 メートル				%
売 払	14,918	4,107	2,216	35	32	20	14,953	2,237	79.0
時 価	14,889	4,043	2,165	35	24	19	14,924	2,184	77.1
減 額	29	64	51	—	8	1	29	53	1.9
交 換	38	132	17	—	—	—	38	17	0.6
譲 与	1,501	1,233	87	—	—	—	1,501	87	3.1
所 管 換	115	4,196	400	4	249	89	119	490	17.3
有 償	21	181	3	—	—	—	21	3	0.1
無 償	94	4,014	397	4	249	89	98	487	17.2
合 計	16,572	9,670	2,722	39	282	110	16,611	2,833	100.0

3. 管理及び処分の状況

土地及び建物について、平成13年度中における処分等の実績及び年度末現在の管理状況をみると、次のとおりである。

(1) 処分等の実績

平成13年度中の処分等の実績の概要は、第21表のとおりである。

イ. 売 払 (統計第34参照)

売払は14,953件、2,237億円(台帳価格:以下第6の3において同じ。)で、これを区分別にみると、土地4,107千㎡、2,216億円、建物32千㎡、20億円である。

次に、売払を相手方別にみると、公共団体841件、118億円、公益法人165件、51億円公共団体及び公共法人以外の法人3,576件、1,460億円、その他10,371件、606億円となっている。

また、時価売払を契約方式別にみると、一般競争契約1,020件、1,164億円、随意契約13,904件、1,020億円(内、価格公示売却394件、119億円)となっている。

なお、売払価格は原則として時価額によっているが、国有財産特別措置法の規定に基づき時価額からその一定割合を減額して公共団体等に売り払ったものがある。この減額売払したものを相手方の用途別に分類してみると、学校施設14件、14億円、住宅6件、20億円、社会福祉施設6件、15億円等となっている。

大口売払財産(1件別1千㎡以上で、かつ、売買契約金額が3億円以上のもの)は、参考資料1のとおりである。

ロ. 交 換 (統計35参照)

交換は38件、17億円である。

ハ. 譲 与 (統計36参照)

譲与は1,501件、87億円である。

二. 所管換 (統計37参照)

所管換は119件、490億円で、その内容は無償所管換(一般会計相互間)が98件、487億円、有償所管換(一般会計と特別会計相互間)が21件、3億円である。無償貸付を区分別にみると、土地4,014千㎡、397億円、建物延べ249千㎡、89億円であり、有償所管換は、土地181千㎡、3億円である。

(2) 管理の状況

平成13年度末現在における土地及び建物についての利用の状況は、次のとおりである(土地の利用状況については、第2 国有財産の現在額 第3表のとおり。)

イ. 米軍へ提供中の財産

条約に基づき我が国に駐留する米軍に提供中の財産は、土地74件、68,931千㎡、3兆1,405億円、建物2件、延べ3,781千㎡、2,183億円である。

ロ. 他省庁に使用させている財産

各省各庁に対して、その事務、又は事業の遂行上必要な場合に臨時に普通財産の使用を認めている財産で、土地176件、9,027千㎡、3,118億円、建物3件、延べ38千㎡、21

億円である。

ハ. 地方公共団体等への貸付財産 (統計30, 32, 33参照)

地方公共団体等に対する普通財産の貸付は、時価による貸付料での貸付(時価貸付)、法律の規定に基づく無償での貸付(無償貸付)及び同様に時価から減額した貸付料での貸付(減額貸付)に区分される。

貸付中の財産は、土地38,603件、98,346千㎡、2兆2,281億円、建物1,651件、延べ279千㎡、140億円であり、このうち、貸付財産(土地)の内訳をみると、次のとおりである。

(イ) 時価貸付は、物納財産を物納以前から引き続き個人の住宅敷地等として使用している者に時価で貸し付けているもの等であり、33,257件、19,914千㎡、6,223億円である。

(ロ) 無償貸付は、国有財産法その他の法律の規定に従い、国有財産中央審議会(現財政制度等審議会)の意見を踏まえた運用方針に沿って、地方公共団体等に公園等として無償で貸し付けているものであり、4,607件、74,434千㎡、1兆3,684億円である。主なものは、公園等2,761件、59,346千㎡、9,463億円、水道施設363件、3,379千㎡、526億円となっている。

(ハ) 減額貸付は、国有財産特別措置法その他の法律の規定に沿って、国有財産中央審議会(現財政制度等審議会)の意見を踏まえた運用方針に従い、地方公共団体等に時価から一定の割合を減額した貸付料で貸し付けているものであり、739件、3,996千㎡、2,373億円である。

なお、貸付中の財産(土地)を相手方別にみると、公共団体5,551件、78,050千㎡、1兆4,719億円、公益法人270件、1,520千㎡、732億円、公共団体及び公益法人以外の法人3,230件、10,771千㎡、3,393億円、その他29,552件、8,003千㎡、3,435億円となっている。

二. 未利用国有地等

未利用国有地等は、未利用地(現に未利用となっている土地で、単独利用可能な宅地又は宅地見込地)及び管理委託財産(処分等を行うまでの間暫定的に地方公共団体等に管理を委託しているもの)であり、土地15,859件、45,883千㎡、1兆4,338億円である。

(3) その他有価証券(物納等有価証券)の状況

政府出資等は政府出資及びその他有価証券からなるが、その他有価証券は相続税物納等により取得した有価証券である。

平成13年度中における物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額は第22表のとおりであり、平成13年度末現在額は423億円である。

4. 普通財産の推移 (統計27参照)

普通財産の土地の面積の推移については、庁舎等の行政財産を用途廃止したことに伴い引き受けたもの、相続に伴って

第22表 物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額（平成13年度）

（単位 銘柄、千株〔株券〕、千口〔その他証券〕、億円）

区 分	平成13年度中増			平成13年度中減			平成13年度末現在額		
	銘柄数	数 量	台帳価格	銘柄数	数 量	台帳価格	銘柄数	数 量	台帳価格
株 券	862	17,180	274	1,021	18,144	248	296	15,342	399
うち公開株券	855	15,101	224	1,013	18,062	237	227	8,607	116
そ の 他 証 券	39	537,683	6	24	153,830	2	258	1,282,615	24
合 計	901	554,863	280	1,045	171,975	250	554	1,297,957	423

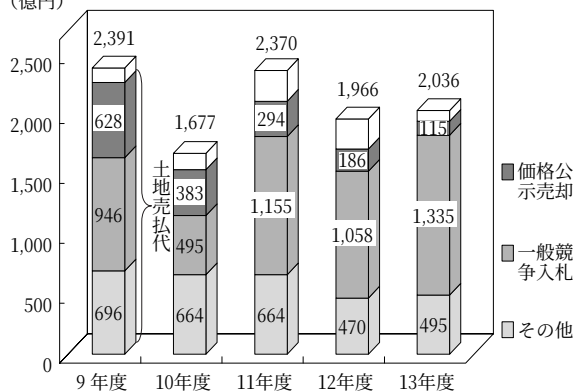
- （注） 1. 公開株券とは、上場及び気配相場のあるものである。
 2. その他証券とは、社債、受益証券、地方債等である。
 3. 本表には、所属替等の対内的異動を含む。

第23表 国有財産売払収入の推移（財務局分）

（単位 億円）

区 分	9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度
国有財産売払収入	2,391	1,677	2,370	1,966	2,036
土地売払代	2,271	1,542	2,113	1,714	1,945
うち価格公示売却	628	383	294	186	115
うち一般競争入札	946	495	1,155	1,058	1,335
そ の 他	696	664	664	470	495

- （注） 1. 「価格公示売却」とは、あらかじめ売却価格を公示し、購入希望者が複数ある場合には抽選によって購入者を決定する売却方式をいう。
 2. 「一般競争入札」とは、国があらかじめ定めた価格以上で、最も高い価格をつけた者を購入者とする売却方式をいう。
 3. 「その他」は、地方公共団体等に対する随意契約による売却方式である。

参 考
（億円）

第24表 一般会計普通財産売払収入の推移

（単位 億円）

区 分	9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度
国有財産売払収入	2,412	1,689	2,385	1,983	2,047
土地売払代	2,284	1,552	2,124	1,722	1,953

物納されたもの等の増加要因と、売り払いしたもの、各省各庁へ所管換したものの等の減少要因とがある。

近年の動向をみると、面積的には概ね横ばいである。

5. 国有財産関係歳入（財務局分）の推移

（統計38, 39参照）

平成13年度の国有財産関係歳入の財務局分収納額は、2,487億円である。

この大宗を占めるのは国有財産売払収入2,036億円であり、次いで国有財産貸付収入428億円となっている。

なお、国有財産売払収入のうち、土地の売払収入は1,945億円となっている。

最近5カ年間の国有財産売払収入の推移は第23表のとおりである。

また、各省各庁の一般会計普通財産の売払収入を加えた一般会計全体の国有財産売払収入の推移は第24表のとおりである。

第7 国有財産に関する審議会

国有財産に関する審議会は、財務本省に財政制度等審議会が、各財務局及び沖縄総合事務局に国有財産地方審議会が設置されている。

財政制度等審議会は、中央省庁等改革に伴う審議会等の整理合理化により廃止された国有財産中央審議会の機能を引き継ぎ、平成13年1月6日に施行された財務省設置法（平成11年法律第95号）第6条に基づき設置された。さらに財政制度等審議会の下には、財政制度等審議会令（平成12年政令第275号）第6条に基づき、国有財産の管理及び処分に關する基本方針その他国有財産に関する重要事項の調査審議等を所掌する国有財産分科会が設置されている（開催状況は第25表のとおり。）。

国有財産地方審議会は、財務局長又は沖縄総合事務局長の諮問に応じ、国有財産の具体的な管理処分について調査審議し、これらの事項について財務局長等に意見を述べるができることとされており、平成13年度は13回開催されている（参考資料2参照）。

第25表 財政制度等審議会（国有財産分科会）の開催状況

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第1回総会	H13. 1.19	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第1回国有財産分科会	H13. 1.23	1. 分科会長の互選 2. 審議会議事規則の報告等 3. 部会の設置 4. 審議会から分科会への付託等の報告 5. 分科会から部会への付託等 6. 議事の公開
財政制度等審議会国有財産分科会第1回株式部会	H13. 4.23	1. 日本電信電話株式会社株式のこれまでの処分の経緯及び処分をめぐる諸事情 2. 今後の部会の進め方 3. 議事の公開
財政制度等審議会国有財産分科会第2回株式部会	H13. 5.23	1. 日本電信電話株式会社からのヒアリング 2. 日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング
財政制度等審議会国有財産分科会第3回株式部会	H13. 5.30	日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング
財政制度等審議会国有財産分科会第4回株式部会	H13. 6.15	今後の日本電信電話株式会社株式の処分に当たっての部会意見整理
財政制度等審議会国有財産分科会第5回株式部会	H13. 6.27	今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について
財政制度等審議会第2回国有財産分科会	H13. 6.27	1. 今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について 2. 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第2回総会	H13. 8.30	1. 分科会からの活動状況報告 2. フリーディスカッション
財政制度等審議会国有財産分科会第1回不動産部会	H13.10. 9	1. 国有財産の使用状況実態調査等の調査結果について 2. PFI 事業の取組状況について 3. 未利用国有地等の売却促進等に関する取組状況について
財政制度等審議会国有財産分科会第6回株式部会	H14. 4.22	今後における日本たばこ産業株式会社株式の処分に当たっての主幹事証券会社の選定について（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第2回不動産部会	H14. 5.30	1. 未利用国有地の売却促進に関する取組状況等について 2. PFI 方式による公務員宿舎整備の取組状況等について
財政制度等審議会国有財産分科会第3回不動産部会	H14.10.15	1. 行政財産等の使用状況実態調査等に係るフォローアップ結果について 2. 分譲型土地信託の入札結果の概要等について 3. 都心大口事案について 4. 最低売払価格を示した入札について
財政制度等審議会第3回総会	H15. 1.16	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第3回国有財産分科会	H15. 2.19	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会の運営方針について 5. 事務局からの報告事項 (1) 未利用国有地の売却について (2) 平成14年度における政府保有株式(JT 及び NTT 株式)の売却について (3) PFI 方式による公務員宿舎の整備について 6. 大口返還財産の留保地に係る利用方針について
財政制度等審議会国有財産分科会第4回不動産部会	H15. 3. 3	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) 留保地問題の経緯及び現状について (2) 関係地方公共団体に対するヒアリング結果等について

第8 国有財産の監査

1. 実地監査

財務大臣は、国有財産の管理及び処分の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長の所管に属する国有財産について実地監査を行うことができる（国有財産法第10条等）。

これは、各省各庁の長が行う国有財産の管理及び処分の事

務を統一し、その適正化、効率化を図る等のため、財務大臣が行う国有財産の総括事務の中でも、能動的な総括事務とされている。

財務省では、各省各庁の所管する行政財産等、用途指定財産及び漁港等に所在する公共用財産の監査を監査の3本柱と位置付け、毎年度定期的にこれを実施している。

(1) 行政財産等の監査

行政財産等の監査は、各省各庁の所管する庁舎等の行政財産及び特別会計所属普通財産等について、管理及び処分の適正を期すること及び有効利用の一層の推進を目的として実施

している。

また、行政財産等の監査にあたっては、平成10年度から3か年で実施した行政財産等の使用状況実態調査（詳細は後述）の結果に基づき、監査対象財産を有効利用化財産及び効率使用財産等に区分した上で、平成15年度を初年度とする5か年計画を策定し、これにより周期的かつ効率的な監査を実施することとしている。

(2) 用途指定財産の監査

用途指定財産の監査は、一定の用途に供する目的で譲渡又は貸付けを行った財産について、契約の相手方における用途指定義務違反の未然防止と用途指定義務の履行確保を目的として実施している。

(3) 漁港等に所在する公共用財産の監査

漁港等に所在する公共用財産の監査は、漁港区域内、港湾隣接区域内、海岸保全区域内及び一般公共海岸に所在する公共用財産について、その実態把握と公共の機能を喪失している財産の管理及び処分の適正を期することを目的として実施している。

2. 行政財産等の使用状況実態調査

(1) 概 要

財務省では、各省各庁が所管している行政財産等について、国有財産の情報公開の一層の充実及び資産の売却と転用を推進するため、悉皆的かつ詳細な使用状況等の実態調査を平成10年度から3か年計画で実施した。

(注) 各年次の調査対象財産は、原則として、次のとおりである。

- ① 第一年次（平成10年7月～平成11年6月）
東京都23区及び道府県庁所在市に所在する行政

財産等

- ② 第二年次（平成11年7月～平成12年6月）

①の財産を除く10万人以上の市に所在する行政財産等

- ③ 第三年次（平成12年7月～平成13年6月）

人口10万人未満の市町村に所在する行政財産等

この実態調査の中で効率的な利用が図られていない財産については有効利用化財産として分類し、効率的な利用を図るための処理計画を策定させた。その上で、平成12年度末に処理未済の財産13,362件、43km²については、各省庁から処理の進捗状況等の報告を受けるとともに、その早期処理のため以下のとおり要請した。

- イ 処理計画の内容が「国の利用」となっているもの
各省庁における庁舎等の集約立体化、移転再配置等を促し、効率的な使用を更に徹底する
- ロ 処理計画の内容が「国以外利用」となっているもの
売払い等により国以外の者による活用を図る

(2) 平成14年度フォローアップ結果

行政財産等の使用状況実態調査において策定した処理計画の進捗状況等は、第26表のとおりである。

平成14年度中に処理が完了したもの、処理計画の内容に変更等のあったもの及び平成15年度処理見込みのものについて、一件別にインターネット（財務省ホームページ：<http://www.mof.go.jp/>）等により公表している。

また、処理未済の財産については、処理計画に沿った早期処理を各省各庁に要請した。

なお、平成15年度以降は、実態調査の一環として、フォローアップを計画的に実施することとしている。

第26表 行政財産等の使用状況実態調査結果（平成10年度から平成12年度調査）のフォローアップ結果の集計表
（効率的な利用を図るための処理計画）

（単位 件、千㎡、億円）

区 分	件 数					面 積					台 帳 価 格				
	当初調査結果	平成12年度末計	平成13年度フォローアップ 変更等による増減	処理済	平成13年度末計	当初調査結果	平成12年度末計	平成13年度フォローアップ 変更等による増減	処理済	平成13年度末計	当初調査結果	平成12年度末計	平成13年度フォローアップ 変更等による増減	処理済	平成13年度末計
国 の 利 用	3,702	3,291	△ 6	300	2,985	17,622	15,646	21	2,381	13,286	11,150	11,025	181	390	10,816
うち現在地建替	2,381	2,242	△ 86	117	2,039	12,301	11,377	△ 445	394	10,537	9,453	9,547	83	202	9,428
国以外利用	10,914	10,071	197	1,168	9,100	29,779	28,120	△ 312	3,113	24,695	11,436	10,905	△ 50	1,003	9,851
うち売払	8,867	8,241	163	822	7,582	27,358	25,882	△ 339	2,353	23,189	11,203	10,544	△ 43	790	9,710
合 計	14,616	13,362	191	1,468	12,085	47,401	43,767	△ 290	5,494	37,981	22,587	21,930	130	1,393	20,667

- (注) 1. 「国の利用」とは、引き続き国が利用することが適当と認められるものをいい、「現在地建替」とは、現在地で庁舎等を集約整備するものをいう。
2. 「国以外利用」とは、国以外の者が利用することが適当と認められるものをいい、「売払」とは、国以外の者へ売り払うものをいう。
3. 「当初調査結果」とは、平成10年度から平成12年度で実施した行政財産等の使用状況実態調査において、有効に利用する必要があると認められた財産について策定した処理計画の件数を合計したものである。
4. 「変更等による増減」とは、実測、処理方針の変更・見直しによる件数、面積又は、台帳価格の変更をいう。
5. 「処理済」とは、処理方針に基づく処理が行われたもの、あるいは行政財産（一般会計）としての用途を廃止して、売払等の処理を実施する財務省へ「引継」したもの等をいう。
6. 「台帳価格」は、当初調査結果欄以外は平成13年3月31日の現況における価格改定を行った後のものである。

(付表) 行政財産等の使用状況実態調査結果(平成10年度から平成12年度調査)のフォローアップ結果の集計表
(効率的な利用を図るための処理計画)

(単位 件, 千㎡, 億円)

調 査 年 度	区 分	11年度フォローアップ						12年度フォローアップ						13年度フォローアップ					
		10年度 当初調査 結果	11年度 中の増 減	11年度 中の処 理済	11年度 未計	進捗率	11年度 当初調査 結果	12年度 中の増 減	12年度 中の処 理済	12年度 未計	進捗率	12年度 当初調査 結果	10年度 中の増 減	13年度 中の処 理済	13年度 未計	進捗率			
10年度調査 (23区、県庁 所在都市)	件 数	5,011	71	551	4,531	10.8%		96	431	4,196	19.0%		54	339	3,911	25.3%			
	面 積	15,906	2	1,396	14,512	8.8%		4	912	13,605	14.5%		△ 4	912	12,687	20.3%			
	台帳価格	17,634	3	1,067	16,569	6.1%		17	898	15,688	11.1%		64	1,016	14,900	16.8%			
11年度調査 (人口10万 人以上の市)	件 数						5,230	67	506	4,791	9.6%		57	475	4,373	18.3%			
	面 積						12,475	△ 6	1,326	11,143	10.6%		△ 295	1,013	9,834	19.7%			
	台帳価格						3,997	8	304	3,700	7.6%		63	229	4,869	13.1%			
12年度調査 (人口10万 人未満の市 町村)	件 数											4,375	80	654	3,801	14.7%			
	面 積											19,019	9	3,568	15,459	18.8%			
	台帳価格											956	2	147	898	15.4%			

第9 国有財産に関する情報提供

1. 国有財産に関する情報提供の現状

国有地を始めとする国有財産については、財政のストックを国民に明らかにするという観点から、法令に基づく各種報告のみならず種々の出版物等を通じ、その情報提供に努めている。

現在、国有財産に関して提供している情報は、第27表のとおりである。

(1) 法令に基づく報告

毎年度、国有財産法第34条及び第37条に基づき、国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書を会計検査院の検査を経た上で国会に報告している。

また、財政法第28条に基づき予算の参考書類として国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調書を国会に提出し、さらに同法第46条に基づき国有財産の現在高等の国民への報告を行っている。

(2) 国有財産に関する情報の閲覧

行政財産と一定規模以上の普通財産の土地については、その区分ごとに、所在地、数量、台帳価格、用途等について、国有財産現在額口座別調書を作成し、国立国会図書館及び財務局等に配置し一般の閲覧の用に供している。

(3) 情報提供

イ. インターネットホームページ

(イ) 財務省のインターネットホームページ

財務省のインターネットホームページ（アドレス：<http://www.mof.go.jp/>）に国有財産の項目を設け、国有財産に関する最新情報や国有財産の現在額等の統

計資料を掲載しているほか、各財務局のホームページとリンクさせることにより、売払結果の情報提供を行っている。

(ロ) 国有財産情報公開システム

国有財産情報公開システムにおいては、「国有財産について」（国有財産の解説や Q&A、国有財産に関する訓令・通達等を掲載）、「国会に報告している情報」（国有財産法に基づいて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等を掲載）、「国有財産一件別情報」、「国有宅地の売却情報」を公開している。

このうち「国有財産一件別情報」においては行政財産及び普通財産について、その所在地、数量、台帳価格に加え、用途地域や容積率等法令上の制限、利用容積率、国有財産の使用状況実態調査の結果等を掲載している。

また、「国有宅地の売却情報」では、全国の財務局等で、現在一般競争入札の手続きを行っている物件及びすぐに購入できる物件のほか、今後売却を行うことを予定している物件について、それぞれその所在地、面積、法令上の制限、最寄りの交通機関などの情報を掲載している。

さらに、これらの情報については、いずれも地図情報に加え、市区町村などの項目による検索を可能としている。

ロ. 売却情報

(イ) 不動産情報流通システム（レインズ）への登録

売却実施財産のうち、成約に至らなかった物件については、不動産情報流通システムに登録し、不動産仲介業者を介した情報提供を行っている。

第27表 国有財産に関する情報提供の現状

(1) 公表・報告

区 分 (根拠法令)	公表の方法	情 報 内 容	公表等時期
国有財産増減及び現在額総計算書及び同説明書 (国有財産法第34条)	国会 (報告)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量及び台帳価格	年 1 回 1 月
国有財産無償貸付状況総計算書及び同説明書 (国有財産法第37条)	国会 (報告)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量及び台帳価格	年 1 回 1 月
国有財産現在高の見込に関する調書 (財政法第28条)	国会 (提出)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量及び台帳価格	年 1 回 1 月
国有財産の現在高 (財政法第46条)	官報掲載 (報告)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量及び台帳価格	年 1 回 5 月

(2) 閲 覧

区 分	閲 覧 場 所	情 報 内 容	公 表 時 期
国有財産現在額口座別調書 行政財産及び300㎡以上かつ百万円以上の 普通財産 (土地)	国会図書館 財務局等	口座番号, 口座名, 所在地, 台帳数量, 台帳 価格, 用途, 管理態様	不定期 (直近 は平成14年 3 月)

(3) 情報提供 (PR)

① 定期刊行物

区 分	情 報 内 容	発 行 時 期
パンフレット「ご存知ですか? 国有財産」	国有財産の基礎知識, 国有財産の現状, 国有地の活用状況 について分かりやすく紹介, 解説	年 1 回 6 月
財政金融統計月報「国有財産特集」	年度末国有財産現在額, 年度末国有財産増減状況, 行政財 産・普通財産分析統計, 政府出資法人一覧 等	年 1 回 4 月

② 財務省ホームページ

区 分	情 報 内 容	掲 載 時 期
国有財産	新着情報	国有財産に関する最新情報 等
	対外発表情報	政府保有株式関係, 国有財産の使用状況実態調査等
	ご存知ですか? 国有財産	国有財産について分かりやすく解説
	よくある質問と回答	Q&A 方式で分かりやすく説明
	国有財産トピックス	国有財産の概要, 物納財産の売却, 行政機関の移転跡地の 処理 等
	財政制度等審議会国有財産分科会	答申・報告書等, 議事要旨, 議事録

③ 国有財産情報公開システム

区 分	情 報 内 容	掲 載 時 期
国有財産について	新着情報, ご存知ですか? 国有財産, よくある質問と回答, 国有財産トピックス, 国有財産の書棚 (国有財産関係通達 集, 国有財産の概要)	随 時
国会に報告している情報	国有財産増減及び現在額総計算書, 国有財産無償貸付状況 総計算書	年 1 回 3 月
国有財産一件別情報	一件別に所在地, 数量等と併せて地図情報を掲載	年 1 回 3 月
国有宅地の売却情報	一般競争入札予定物件等の所在地, 住居表示, 面積, 交通 状況等物件情報と併せて地図情報を掲載	随 時

④ その他

区 分	情 報 内 容	発行等頻度
レインズ (不動産情報流通システム) への登録 (売却実施財産のうち成約に至らなかった財産を対象)	所在地, 住居表示, 面積, 売払価格, 交通状況, 都 市計画, 図面 等	随 時
売払結果の公表 (各財務局のホームページにおいて売却後随時掲載)	一般競争入札等により売却した財産の所在地, 数 量, 契約年月日, 契約金額等について掲載	随 時

（ロ） 売払結果の公表

一般競争入札等で地方公共団体等に売却した財産について、相手方の同意を得た上で、契約年月日、契約金額、法人・個人の別などを各財務局のホームページで公表している。

2. 情報提供の充実

国有財産情報公開システムにおける国有宅地の売却情報について、国民の利便性が向上するようシステムの改善に努め、さらなる情報提供及び情報発信の拡大を図ることとしている。

財務局等所在地、電話番号及びホームページアドレス

財務本省、財務局等名	郵便番号	所 在 地	電話番号(代表)	ホームページアドレス
財務省	100-8940	東京都千代田区霞が関3-1-1	(03)3581-4111	http://www.mof.go.jp/
国有財産情報公開システム	100-8940	東京都千代田区霞が関3-1-1	(03)3581-4111	http://www.kokuyuzaisan.go.jp/
北海道財務局	060-8579	札幌市北区北8条西2 札幌第1合同庁舎	(011)709-2311	http://www.mof-hokkaido.go.jp/
東北財務局	980-8436	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	(022)263-1111	http://www.mof-tohoku.go.jp/
関東財務局	330-9716	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	(048)600-1111	http://www.mof-kantou.go.jp/
北陸財務局	921-8508	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	(076)292-7860	http://www.mof-hokuriku.go.jp/
東海財務局	460-8521	名古屋市中区三の丸3-3-1	(052)951-1771	http://www.mof-tokai.go.jp/
近畿財務局	540-8550	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	(06)6949-6350	http://www.mof-kinki.go.jp/
中国財務局	730-8520	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	(082)221-9221	http://www.mof-chugoku.go.jp/
四国財務局	760-0008	高松市中野町26-1	(087)831-2131	http://www.mof-sikoku.go.jp/
九州財務局	860-8585	熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎	(096)353-6351	http://www.mof-kyu.go.jp/
福岡財務支局	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	(092)411-7281	http://www.mof-fukuoka.go.jp/
沖縄総合事務局財務部	900-8530	那覇市前島2-21-7	(098)866-0062	http://ogb.go.jp/okizaimu/

なお、財務局の所在しない都府県には財務事務所または出張所があります。

第10 未利用国有地等の売却促進

1. 未利用国有地等の総点検（フォローアップ）

（1）概 要

国有財産の情報公開の一層の充実及び資産の売却と転用を促進するため、平成10年度に財務省（大蔵省）所管の未利用国有地等の総点検を実施し、毎年度そのフォローアップを実施している。

（注） 未利用国有地等の総点検は、財務省所管一般会計所属普通財産のうち、未利用の財産及び管理委託中の財産について、財産毎の現状を把握のうえ、「公用、公共用に利用する財産」と「それ以外の財産」に区分し、「それ以外の財産」は、更に「処分対象財産」と「処

分困難財産」に区分した。

（2）フォローアップの内容

- ① 平成13年度中に新規発生した未利用国有地等
新規発生した対象財産3,160件、3 km²について、「公用、公共用に利用する財産」と「それ以外の財産」（「処分対象財産」及び「処分困難財産」）に区分のうえ、平成13年度中における処分等の状況を把握した。
- ② 点検済みである未利用国有地等
平成12年度末現在における未利用国有地等15,642件、45km²について、平成13年度中における処分等の状況の把握及びその後の状況変化を踏まえた区分等の見直しを実施した。

（3）フォローアップ結果及び公表

未利用国有地等の総点検の平成13年度フォローアップ結果は、第28表のとおりである。

第28表 未利用国有地等（財務省所管一般会計所属普通財産）の総点検（平成10年度実施）のフォローアップ結果の集計表

(単位 件, 千㎡, 億円)

状況 区分		総点検結果 (平成10年度末)			平成12年度末現在 (A)			平成13年度中の発生・処分等の状況									平成13年度末現在 (E) (A + B - C + D)		
		件数	面積	台帳 価格	件数	面積	台帳 価格	発 生 (B)			処 分 (C)			変更等による 増減(D)			件数	面積	台帳 価格
公用,公共用に 利用する財産		1,390	32,495	2,916	1,015 【806】	32,014 【29,437】	2,426 【1,463】	131	363	134	929	1,250	1,055	487	327	548	704 【540】	31,454 【29,047】	2,054 【1,231】
それ以外 の財産	処分対 象財産	11,990	9,454	14,411	13,809	12,242	11,370	2,938	2,614	2,605	1,966	1,230	1,745	△468	△493	△619	14,313	13,131	11,611
	処分困 難財産	636	919	648	818	1,369	686	91	149	46	—	—	—	△ 67	△221	△ 59	842	1,297	673
合 計		14,016	42,869	17,976	15,642	45,625	14,484	3,160	3,127	2,786	2,895 (2,137)	2,480 (1,630)	2,801 (1,874) 【1,515】	△ 48	△388	△130	15,859	45,883	14,338

- (注) 1. 「未利用国有地等」とは、単独利用困難なものを除く宅地、宅地見込地で現に未利用となっているもの、及び処分等を行うまでの間の有効利用を図るため、地方公共団体等に管理を委託しているものをいう。
2. 「公用、公共用に利用する財産」とは、国及び地方公共団体等の利用予定があるものをいう。
3. 「処分対象財産」とは、「公用、公共用に利用する財産」及び「処分困難財産」以外のものをいう。
4. 「処分困難財産」とは、境界等係争中のもの、接面道路が建築基準法の基準に満たないものなどで、直ちに処分が困難なものをいう。
5. 「変更等による増減」とは、実測、区分の変更又は、口座分割・合併による件数、面積又は、台帳価格の変更をいう。
6. 「公用、公共用に利用する財産」欄の下段【 】書きは、地方公共団体等の利用予定があるものである。
7. 「合計」欄の中段（ ）書きは、件数、面積、台帳価格のそれぞれの売却分の計であり、下段【 】書きは、売却額の計である。
8. 「台帳価格」は、総点検結果（平成10年度末）欄以外は平成13年3月31日の現況における価格改定を行った後のものである。

なお、平成13年度中に新規発生した未利用国有地等、処理済となったもの及び区分等に変更のあったものについては、一件別にインターネット（財務省ホームページ：<http://www.w.mof.go.jp/>）等により公表した。

2. 物納不動産等の管理処分

(1) 売却促進の必要性

未利用国有地については、現在の厳しい財政状況の下では、行政目的の遂行のために供することが見込まれるものを除き、速やかに売却する必要がある。特に、相続税の物納により収納した未利用地や建物については、金銭の代わりに納付されたものであり、可及的速やかに売却して国庫に充当することが必要である。

財務省では、3. で述べるように種々の施策を導入するなど積極的に売却促進に取り組んでいる。

(2) 物納申請、引受

バブル経済崩壊以降、地価の下落や土地取引の停滞等により、多くの不動産の物納申請が行なわれている。国税当局に物納申請された財産は、管理又は処分するのに適当なものか等の審査を経て、税務署長により許可されたものは、財務省（財務局等）が引受け、普通財産として管理処分することとなる。

なお、平成元年度からの物納申請件数及び引受状況の推移は第29・30表のとおりである。

物納された土地のうち、未利用のものは平成14年3月末で

12,704件あり、その規模別保有状況は第31表のとおりである。

(3) 未利用国有地等の処分

平成13年度までの未利用国有地等の売却実施状況は第32表のとおりである。平成13年度においては、実施件数は前年度並であったが、成約率（一般競争入札や価格公示売却を行った総件数に対する契約件数の比率）が上昇したことから、契約件数、契約金額ともに前年度を上回っている。

なお、借地人等権利者がいる物納不動産（権利付財産）については、当該権利者に第33表のとおり売却を行っている。

3. 多様な売却手法の導入

不動産市場の低迷という状況下ではあるが、財務省では以下に述べる種々の施策を導入するなど積極的に売却促進に取り組んでいる。

(1) 価格公示売却の導入

急増した未利用国有地等の売却促進を図るため、平成6年度に、価格公示売却制度を導入した。

これは、小規模（土地は300㎡以下、建物は200㎡以下）の物納財産について、あらかじめ価格を公示して応募者を募る制度である（複数の応募者があった場合には抽選を行う。）。

(注) 当該制度は、最低売却価格を公表した入札制度を導入したことから、平成14年11月に廃止した。

(2) 不動産業者による仲介制度

平成7年度には、

- ① 価格公示売却を行ったが、応募者が無かった物件
加えて、平成10年度には、

② 一般競争入札を行ったが、不落（応札者があったもの、落札に至らなかった場合）であり、かつ再度入札を行っても不落であった物件

③ 一般競争入札を行ったが、不調（応札者が無かった場
- 合）であった物件
について、不動産情報流通システム（注）に登録することによって、宅地建物取引業者の仲介で売買を行う制度を導入した。

（注） 不動産情報流通システム（Real Estate Information Network System, 通称レインズ）とは、不動

第29表 物納申請件数の年度別推移（国税庁統計）

（単位 件）

年 度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10年度	11年度	12年度	13年度
件 数	515	1,238	3,871	12,778	10,446	16,066	8,488	6,841	6,258	7,076	7,075	6,100	5,753

（注） 1. 納税者から税務当局に物納申請のあった件数である。
2. 6年度は特例物納（過去の延納分の物納への切替え措置）を含む。

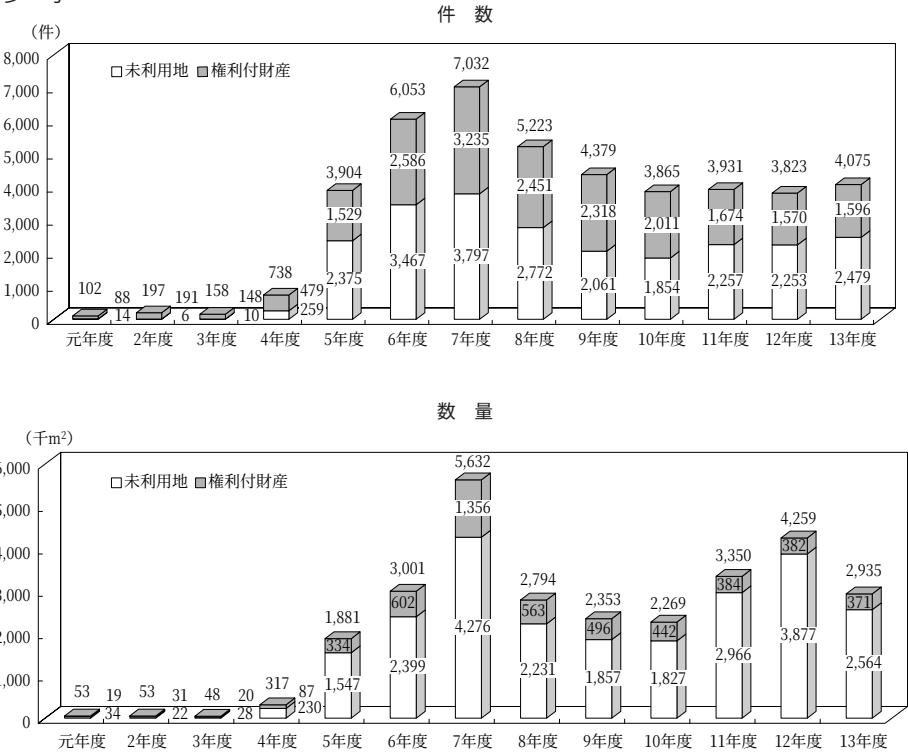
第30表 物納不動産（土地）の引受状況

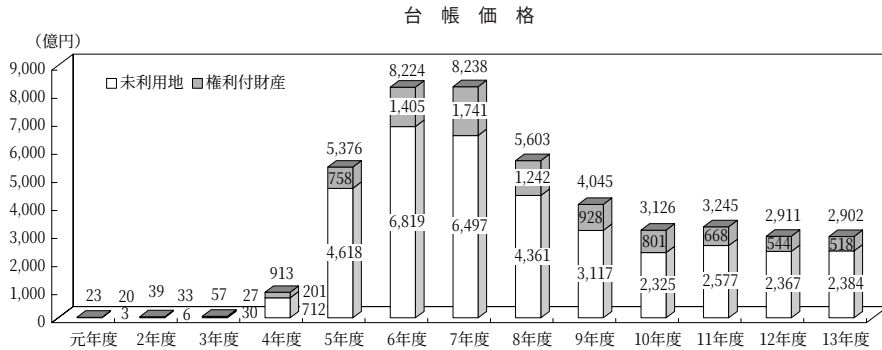
（単位 件, 千㎡, 億円）

年 度		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
未 利 用 地	件 数	14	6	10	259	2,375	3,467	3,797	2,772	2,061	1,854	2,257	2,253	2,479
	数 量	34	22	28	230	1,547	2,399	4,276	2,231	1,857	1,827	2,966	3,877	2,564
	台帳価格	3	6	30	712	4,618	6,819	6,497	4,361	3,117	2,325	2,577	2,367	2,384
権 利 付 財 産	件 数	88	191	148	479	1,529	2,586	3,235	2,451	2,318	2,011	1,674	1,570	1,596
	数 量	19	31	20	87	334	602	1,356	563	496	442	384	382	371
	台帳価格	20	33	27	201	758	1,405	1,741	1,242	928	801	668	544	518

（注） 1. 権利付財産とは、借地権等権利者のいる財産である。
2. 件数は、財務局における管理上の件数であり、第29表の件数とは異なる。
3. 計数は、単位未満四捨五入している。

参 考



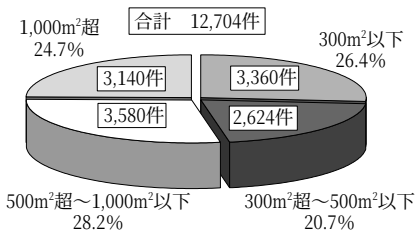


第31表 物納不動産（未利用地）規模別保有状況
(平成13年度末現在)
(単位 件, %, 千㎡, 億円)

面積区分	件数	比率	数量	台帳価格
300㎡以下	3,360	26.4	634	1,046
300㎡超～500㎡以下	2,624	20.7	1,037	1,423
500㎡超～1,000㎡以下	3,580	28.5	2,591	3,023
1,000㎡超	3,140	28.2	6,921	5,416
計	12,704	100	11,184	10,909

(注) 単位未満四捨五入のため、内訳と合計とは必ずしも一致しない。

参 考



産物件の情報をオンラインネットワークで結び、迅速に情報交換を行うことにより、不動産取引をスムーズに進めることを目的とするシステム。

更に、平成12年度には、一般競争入札を実施しても売買契約に至らなかった物件をある程度の期間をおいて再度の公告入札に付する際、宅地建物取引業者において応札者を探し、当該応札者が落札したときは、業者が国と落札者の契約を仲介できる媒介型入札制度を導入した。

(3) 期間入札（郵送による入札）の導入

平成11年度に、入札を行うに当たって一定の期間を設け、当該期間内に入札書を財務局等宛てに郵送することによって入札に参加する制度（期間入札）を導入した。

(4) インターネットの活用

平成10年度から、各財務局等において、順次、一般競争入札及び価格公示売却等の対象物件及び今後売却を予定してい

る物件についての情報をホームページに掲載した。

更に、平成13年度には次の電子化を実施した。

① 一般競争入札や価格公示売却の対象物件については、財務局等が作成している、物件調査（入札等の対象物件毎に、所在地、面積のほか、近隣の環境等のデータを集めた調査）に地図情報を加え、全てインターネットで閲覧可能とした（国有財産情報公開システム－第9 国有財産に関する情報提供参照）。

② 準備のできた財務局から、順次、価格公示売却については、電子メールによる申込みも可能とした。

(5) 分譲型土地信託の導入

平成14年度には、現状のままでの売却が難しい未利用国有地について、分筆、造成工事、ライフライン整備、あるいは隣接民有地との交換分合等により付加価値を高めて分譲する分譲型土地信託を導入した。

(6) 最低売却価格を公表した入札の導入

平成14年11月には、国有地の入札に個人や中小企業の購入希望者が応募しやすい環境を整備することにより、入札参加者の拡大を促し、未利用国有地の更なる売却促進を図るため、第4回財政制度審議会不動産部会における議論も踏まえ、相続税物納不動産について、新たに最低売却価格を公表した入札制度を導入した。

新たな制度を導入することにより、国有地の購入希望者にとっては、応募に際し目安となる価格情報が示されることにより入札に参加しやすくなる（例えば、不動産取引に慣れていない個人や中小企業等にとっては資金計画が立てやすくなる等）というメリットがある。

国にとっては、入札参加者の拡大による落札率の向上を図るとともに、不落札の減少による事務の効率化等により、未利用国有地の更なる売却促進を図ることが可能となる。

(注) 新制度の対象は物納不動産。土地については当面個人や中小企業等の需要の見込まれる1,000㎡以下のものを対象とした。

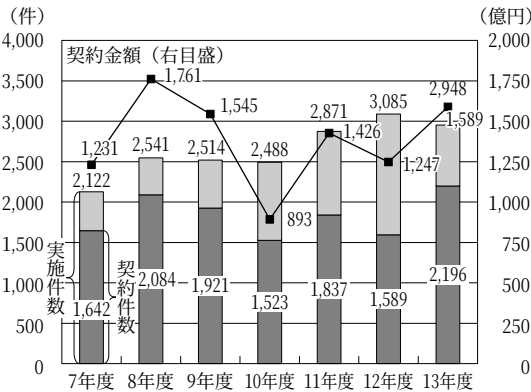
第32表 未利用国有地等の売却実施状況（一般会計）

(単位 件, 億円, %)

実施年度	一般競争入札				価格公示売却				計		
	実施件数	契約件数	契約金額	成約率	実施件数	契約件数	契約金額	成約率	実施件数	契約件数	契約金額
8年度	(514) 659	(428) 551	(960) 1,023	83.6	(1,882) 1,882	(1,533) 1,533	(738) 738	81.5	(2,396) 2,541	(1,961) 2,084	(1,699) 1,761
9年度	(537) 731	(396) 559	(854) 947	76.5	(1,783) 1,783	(1,362) 1,362	(597) 597	76.4	(2,320) 2,514	(1,758) 1,921	(1,451) 1,545
10年度	[7] (668) 905	[1] (331) 520	[1] (464) 519	57.5	(1,583) 1,583	(1,003) 1,003	(374) 374	63.4	[7] (2,251) 2,488	[1] (1,334) 1,523	[1] (838) 893
11年度	[1,160] (1,391) 1,689	[656] (765) 977	[901] (1,076) 1,164	57.8	(1,182) 1,182	(860) 860	(262) 262	72.8	[1,160] (2,573) 2,871	[656] (1,625) 1,837	[901] (1,338) 1,426
12年度	[1,211] (1,372) 2,221	[786] (803) 982	[890] (950) 1,072	44.2	(864) 864	(607) 607	(175) 175	70.3	[1,211] (2,236) 3,085	[786] (1,410) 1,589	[890] (1,125) 1,247
13年度	[2,051] (1,807) 2,294	[1,608] (1,408) 1,766	[1,355] (1,261) 1,472	77.0	(654) 654	(430) 430	(117) 117	65.7	[2,051] (2,461) 2,948	[1,608] (1,838) 2,196	[1,355] (1,379) 1,589

(注) 1. () 内書きは物納財産, [] 内書きは期間入札である。
2. 各年度に売却を実施したものとの契約状況である。したがって、翌年度に契約したもの、実施年度の契約件数、金額に含まれる。
3. 13年度は14年12月末現在の計数である。
4. 単位未満四捨五入のため、内訳と計とは必ずしも一致しない。

参考



第11 NTT, JT 株式の売却状況

1. NTT 株式

昭和59年12月、日本電信電話株式会社法（平成9年6月の法律改正により日本電信電話株式会社等に関する法律となっている。以下「NTT 法」という。）が成立したことを受け、翌60年4月、旧電電公社が民営化され日本電信電話株式会社（NTT）が発足した。

同時に同社の発行済株式総数1,560万株（資本金7,800億円、額面5万円）の全てが政府の保有となり、NTT 法上、政府に3分の1以上の保有義務が課せられていたため、全体の3分の1に当たる株式（520万株）については産業投資特別会計が保有し、その配当金収入は技術開発等に活用することと

第33表 物納権利付財産の売却状況

(単位 件, 億円)

年 度	件 数	金 額
9	734	180
10	709	162
11	738	190
12	643	171
13	921	165

された。

残りの3分の2に当たる株式（1,040万株）は国債整理基金特別会計が保有し、その売却収入及び配当金収入は国債償還財源に充てられることとされた。

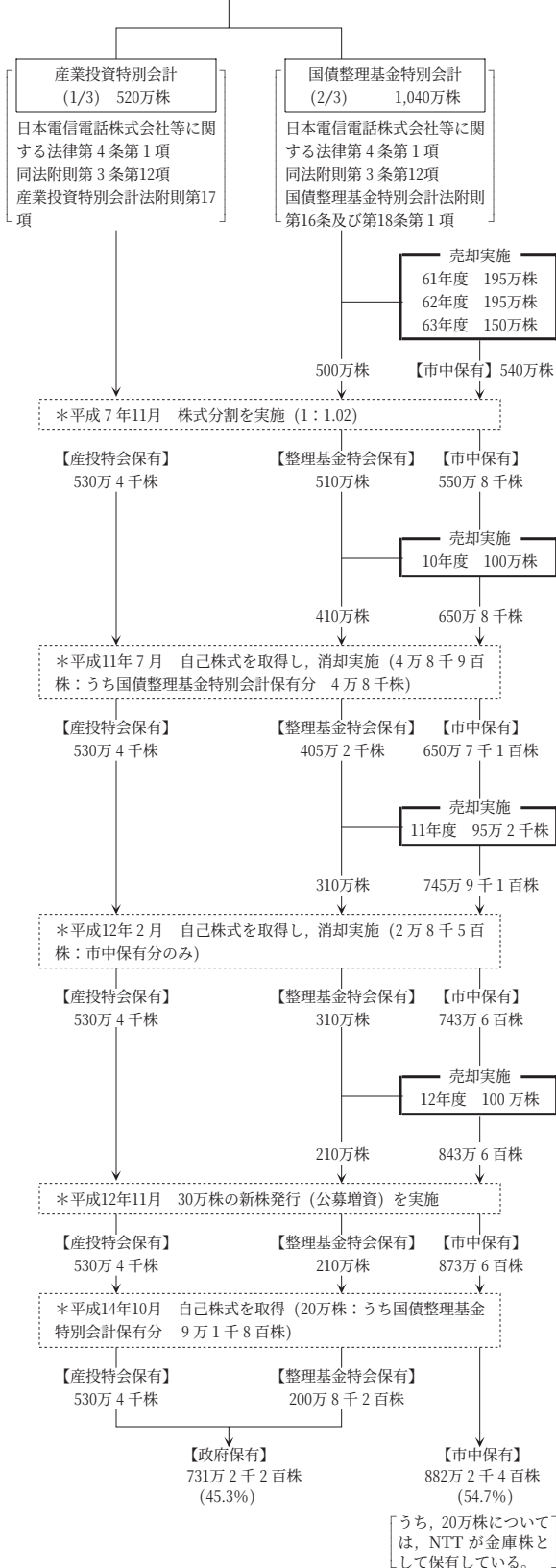
国債整理基金特別会計保有の株式については、昭和61年度、62年度に各195万株、63年度に150万株、平成10年度、11年度、12年度に各100万株、14年度に9万1,800株を売却してきた結果、合計で849万1,800株が売却済となり、同特別会計保有の株式は200万8,200株となった（NTT 株式の概況については第34表を参照。）。

(注) NTT の発行済株式総数は、平成13年度末現在1,613万4,590株（資本金9,379.5億円）となっている。その経緯については次のとおり。

- ① 平成7年11月に、NTT の子会社である NTT データ通信株式会社株式の売却益により、NTT 株式の分割（1：1.02）を行った。
- ② 平成11年7月及び平成12年2月に、NTT の子会社である NTT 移動通信網株式会社株式の売却益により、NTT が自己株式の買付け（NTT は合計77,410株を取得）を実施し、消却した。
- ③ 平成12年11月に、30万株の公募増資を実施した。

第34表 NTT株式の概況

会社設立時の発行済株式総数
1,560万株（資本金7,800億円，額面5万円）



2. JT 株式

昭和59年8月，日本たばこ産業株式会社法（以下「JT法」という。）が成立したことを受け，翌60年4月，旧日本専売公社が民営化され日本たばこ産業株式会社（JT）が発足し，同時に同社の発行済株式総数200万株（資本金1,000億円，額面5万円）の全てが政府の保有となった。

JT株式については，JT法上，本則において政府に2分の1以上の保有義務が課せられており，全体の2分の1に当たる株式については産業投資特別会計が保有し，残りの2分の1に当たる株式は国債整理基金特別会計が保有した。

国債整理基金特別会計保有の株式については，平成6年度に約39万株を，また，平成8年度に約27万株を売却しており，全体の3分の1に当たる株式を売却している。

平成14年4月には，JT法が一部改正され，JT株式の政府保有比率について当分の間3分の2以上とする規定（JT法附則第18条）を廃止し，会社成立時に政府が無償で譲り受けたJT株式の総数の2分の1，すなわち100万株以上を保有すれば足りる（JT法第2条）とされたことにより，国債整理基金特別会計保有の33万3,334株が売却可能となっている。（JT株式の概況については第35表を参照。）

第35表 JT株式の概況

発行済株式総数
200万株（資本金1,000億円，額面5万円）

